

地産地消型再生可能エネルギー 導入拡大事業

公募要領

(2019年度)

<募集期間>

2019年4月15日から2020年3月31日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階

TEL:03-5990-5066

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-chisho/index.html>

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

補助金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的(交付要綱第1条参照)	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
2. 補助内容	4
2.1 補助対象事業(交付要綱第3条参照)	4
2.2 補助対象事業者(交付要綱第4条参照)	5
2.3 補助対象設備(交付要綱第5条参照)	6
(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備	7
(2) 再生可能エネルギー熱利用設備	9
2.4 補助対象経費(交付要綱第6条参照)	12
2.5 補助金の額(交付要綱第7条参照)	17
2.6 交付の条件(交付要綱第10条参照)	19
2.7 契約等(交付要綱第11条参照)	20
3. 申請の方法	22
3.1 募集期間	22
3.2 申請書類	22
3.3 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	22
3.4 審査	27
3.5 交付決定	29
3.6 補助事業の開始から完了まで	29
3.7 補助金の額の確定	32
3.8 補助金の交付	32
3.9 交付決定の取消し	33
3.10 補助金の返還	33
3.11 違約加算金	33
3.12 延滞金	34
3.13 他の補助金等の一時停止	34
3.14 財産の管理及び処分(処分制限)	34
3.15 補助事業の経理	35
3.16 調査等、指導・助言	35
3.17 個人情報等の取り扱い	36
4. 申請書類作成要領	36
5. 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱	89

補助金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する補助金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業」に係る補助金を申請される方、交付が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

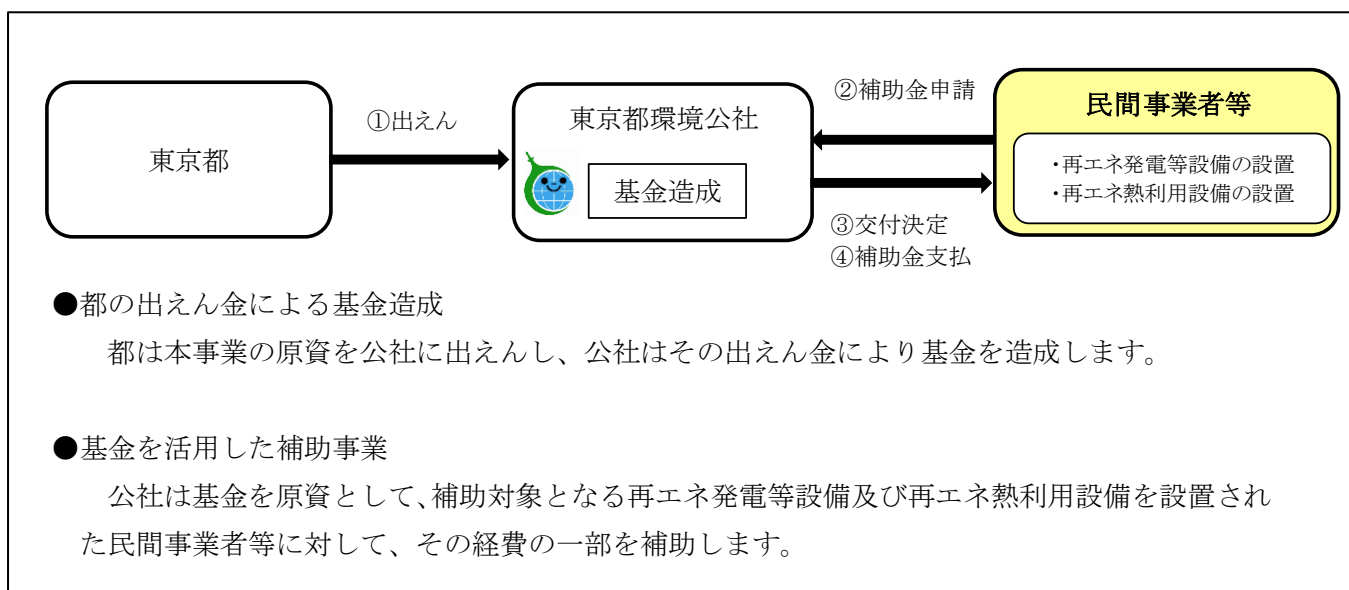
1. 本事業の実施については、「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 補助金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 補助金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に補助金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数をいう。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、補助金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの補助金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から補助金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的(交付要綱第1条参照)

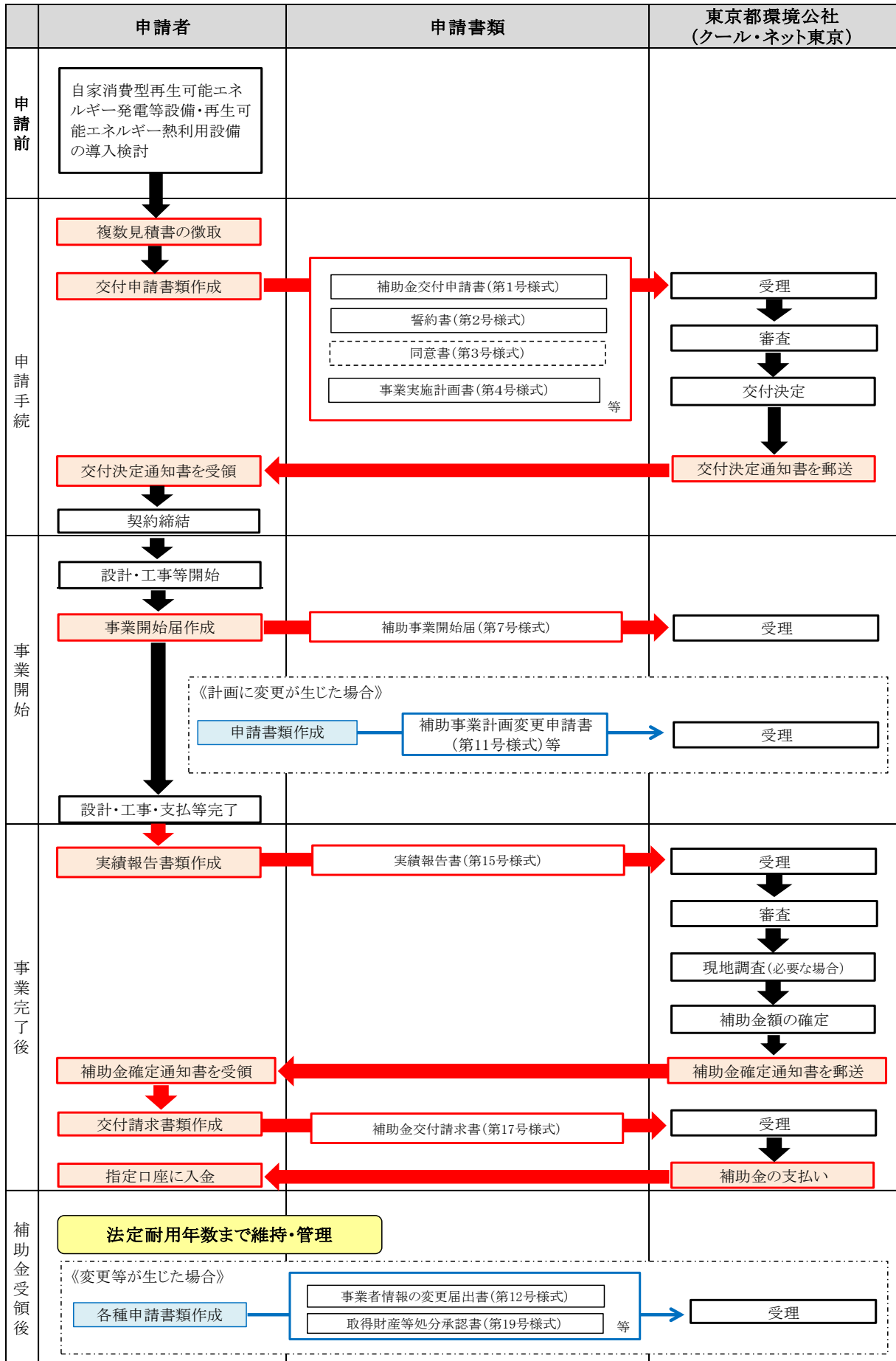
地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業(以下「本事業」という。)とは、都内に自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する者に対して、当該設置に要する経費の一部を補助することにより、都内における再生可能エネルギーの自立的な普及を促し、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とするものです。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間 : 2016年度から2019年度まで(4ヵ年)
*ただし、補助金の交付は2020年度まで実施します。
*公募は、毎年度、予算の範囲内で行います。
- 本事業の予算額 : 約24億円(4ヵ年総額)

1.3 申請手続きの流れ



2. 補助内容

2.1 補助対象事業(交付要綱第3条参照)

補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公社が定める要件に適合する自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備(住居の用に供する部分で使用するものを除く。)を都内に設置する事業とします。

⚠ 【自家消費型再生可能エネルギー発電等設備とは】

本事業における自家消費型再生可能エネルギー発電等設備とは、「**自家消費**」を目的とした設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第9条第3項の認定に係る発電に用いるものを除く。(**固定価格買取制度における認定を受けないもの**))及びその附属設備並びにこれらの設備と併せて導入する蓄電池をいいます。

※「**自家消費型**」とは

⇒ 再生可能エネルギー利用設備を設置し、その設置設備から得られたエネルギーを当該設置施設で消費することです。

※再生可能エネルギー利用設備の設置者と当該設置建物の所有者が異なる場合を含みます。

※「**再生可能エネルギー発電設備の年間発電量**」は

⇒ ひとつの需要先の**年間消費電力量**(電気事業者との1需給契約の施設の消費電力量)の**範囲内**とします。

※「住居の用に供する部分で使用するものを除く」について

- 再生可能エネルギー利用設備を住居兼店舗(事務所)に設置する場合は、住居部分と店舗(事務所)部分での使用(発電設備の場合は電力契約)が明確に分けられ、店舗部分のみで自家消費することが確認できれば補助対象となります。
- 賃貸マンションは、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーを自家消費することを確認できれば補助対象となります。
- 高齢者施設等は、介護のサービス業として補助事業者になることができます。
- テナントビル等では、再生可能エネルギーを自家消費することが確認できれば補助対象となります。

※いわゆる「第三者所有モデルによる設置」も対象となります。

発電事業者が建物所有者から屋根等を賃借し、再生可能エネルギー発電等設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を当該建物所有者又は入居者(以下「建物所有者等」という。)に対して売電(当該建物で自家消費)を行う、いわゆる「第三者所有モデルによる設置」についても本事業の対象となります(補助対象事業者は発電事業者となります)。ただし、補助対象事業者は、次の(1)～(3)全ての要件を満たす必要があります。

(1) 再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力について、他の小売

電気事業者と自由に契約ができる旨を契約前に建物所有者等に説明すること。

(2) 再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力の電力需給契約について、建物所有者等との契約書に①他の小売電気事業者と自由に契約できること、②補助対象事業者と契約する場合においては、建物所有者等の意向に応じ速やかに契約解除ができることを記載すること。

(3) 本補助金は、再生可能エネルギー発電等設備の導入のためのみに充当すること（仮に補助対象事業者が建物所有者等と再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力についても電力需給契約を締結する場合、当該電力料金について、本補助金を理由とする割引を行うことはできない。）。

2.2 補助対象事業者(交付要綱第4条参照)

補助対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、補助対象事業を実施する者とします。

(1) ① 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

	事業者の種別
ア	民間企業
イ	青色申告を行っている個人事業主
ウ	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
ク	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

※ 国及び地方公共団体は、補助金交付の対象とはなりません。

※ 補助対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。


※ 補助対象事業者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。
ただし、補助対象設備を導入する施設は、「都内」である必要があります。

② 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	事業者の種別
ア	過去に税金の滞納がない者
イ	刑事上の処分を受けていない者
ウ	東京都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

(2) リース契約を行う場合においては、リース事業者(リース契約に基づき、補助対象設備のリースを行う者)及びリース使用者(リース契約に基づき、補助対象設備を使用する者)について、前項の規定を適用するものとします。

※ リース契約により補助対象設備を設置する場合は、リース事業者とリース使用者が共同で申請を行うものとします。

 【リース契約とは】

本事業におけるリース契約とは、補助対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者を支払う契約であって、次のアからウまでに掲げる要件に該当するものをいいます。

ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。

イ リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

ウ リース使用者が本補助の利益を受けられるよう、リース料金から補助金相当分が減額されていること。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者とはなりません。

	事業者の種別
①	暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
②	暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
③	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

2.3 補助対象設備(交付要綱第5条参照)

補助対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

なお、補助金の交付決定にあたっては、「2.6 交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備

共通事項

(※下記1～6の再生可能エネルギー発電設備の共通事項)

次の全ての要件を満たすものであること。

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の認定を受けない**自家消費を主たる目的**としたもの(**固定価格買取制度において認定を受けないもの**)であること。
- ② **再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、1つの需要先の年間消費電力量(電気事業者との1需給契約の施設における消費電力量)の範囲内**であること。

※ 年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料(既築の施設の場合は、電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類)を交付申請時に提出してください。

※ 上記①及び②の要件を満たした上で、休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分を固定価格買取制度によらずに電気事業者との個別契約において売電等を行うことは構いません。なお、その際は、締結された電力の売買契約書等の写しを提出してください。

注意) 売電を主目的(余剰≧自家消費)とした事業は対象外です。

1. 太陽光発電

太陽電池出力が5kW以上であること。

※ 太陽電池出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナのJISに基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(kWを単位とし、小数点以下を切り捨てる)とします。

2. 風力発電

発電出力が1kW以上(単機出力は1kW以上)であること。

3. 水力発電

発電出力が1kW以上1,000kW以下(単機出力は1kW以上)であること。

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3\text{/s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \text{ (重力加速度)} \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率}$$

※kW単位の小數点以下を切り捨てる

4. 地熱発電

特になし

5. バイオマス発電

バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を含みます。

※ バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

※ ただし、離島及びへき地(離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域)については、②の要件を不要とします。

① バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

② 発電出力が10kW以上であること。

※ 副燃料として、化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

6. 1～5の組み合わせ

(複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電の場合)

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の出力合計が10kW以上であること。

※ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上とします。

7. 蓄電池

次の全ての要件を満たすものとします。

- ① 自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置すること。
- ② 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備から電気を優先的に蓄電すること。

(2)再生可能エネルギー熱利用設備

1. 太陽熱利用

集熱器総面積が 10 m²以上であること。

※ 太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとします。

※ 集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とします(m²単位の小数点以下切り捨て)。なお、追尾式のものを設置する場合、集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とします。

2. 温度差熱利用

海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの。

熱供給能力が 10kW 以上若しくは 36MJ/h 以上であること。

3. 地中熱利用

昼夜間または季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの。

次の全ての要件を満たすものであること。

- ① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。
- ② ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が 10kW 以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする）であること。
 - ※ ただし、オープンループ型のもは補助対象になりません。

4. バイオマス熱利用

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

※ ただし、離島及びへき地(離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域)については、②の要件は不要とします。

① バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

② バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備の場合は、発電出力が10kW以上であること。

※ 副燃料として、化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

5. バイオマス燃料製造

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

※ ただし、離島及びへき地(離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域)については、③及び④の要件は不要とします。

① バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて設置すること。

② バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(Nm³/h 又はkg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/N m³又はMJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(Nm³/h 又はkg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/N m³又はMJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

※ メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

・ガス製造量: 100 N m³/日以上

・低位発熱量: 18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上

④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

・製造量 : 固形化 150kg/日以上

液 化 100kg/日以上

ガス化 450N m³/日以上

・低位発熱量: 固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上

液 化 16.75MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上

ガス化 4.19MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上

※ 製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備・熱利用設備の燃料として使用するものとします。

(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用してはなりません。)

2.4 補助対象経費(交付要綱第6条参照)

補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

費目	内容	備考
設計費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施設計費</u> (基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業。) <p>次に掲げる経費は補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本設計費 ② 事前調査費等 <p>ただし、以下については、補助対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地熱発電システム導入のための掘削調査費用 ② 地中熱利用システム設計のための、導入場所地層の熱物性等調査費：熱応答試験(サーマルレスポンステスト)等
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費(ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械装置、電気制御装置、配管類及びこれらに付帯する設備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入費 ・ 製造(改造を含む)費 ・ 輸送費 ・ 保管費 ② 運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 計測機器 ・ データ記録及び集計のための専用機器(ただし、データ取得専用を使用するものに限る)。 ・ 表示装置(ただし、補助対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。) <p>※ 増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に補助対象とします。</p> <p>※ 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とします。</p> <p>※ 機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、補助対象とします。</p>

		<p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃借料（リース代） ・建屋 ・蓄熱層（砂利、砕砂、砕石等） ・ガスボイラー等の補助熱源 <ul style="list-style-type: none"> ※ 補助熱源機以外の機器（蓄熱槽等）が一体となっている場合は、それぞれの熱量比率で按分し、補助熱源機分を控除します。 ・中古品 ・予備品
工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	<p>① 機械基礎工事（ただし、必要最低限の工事のみ）</p> <p>② 法令で定められている必要不可欠な工事（ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外とします。）</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事） ・建屋 ・既設構築物等の撤去費、移設費、処分費 ・植栽及び外構工事費

※ 補助対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

➤ 次の場合は、補助対象外とします。

① 公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

② 設計費、設備費及び工事費に係る消費税相当額

③ 金融機関に対する振込手数料

（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、補助対象経費として計上することができます。）

④ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。

（*分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。）

⑤ 本事業以外で都の資金を原資とした補助金を受領した、若しくは今後受領する予定のある経費（都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした補助で、本

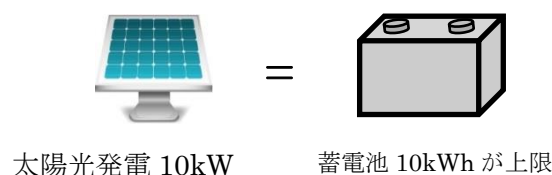
事業の補助対象経費が重複するものは、併給できません。)

- 配管及び配線
補助対象設備間をつなぐもの及び補助対象設備と補助対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを補助対象とします。
- 熱供給配管
給湯器等の熱需要先までとし、ファンコイル等は補助対象外とします。
- リース契約の場合
補助金の利益がリース使用者となるようリース契約においては、リース料金から補助金相当分を必ず減額してください。
- 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合
共通利用設備等の補助対象経費は、設備能力比率で按分します。

➤ 蓄電池を導入する場合

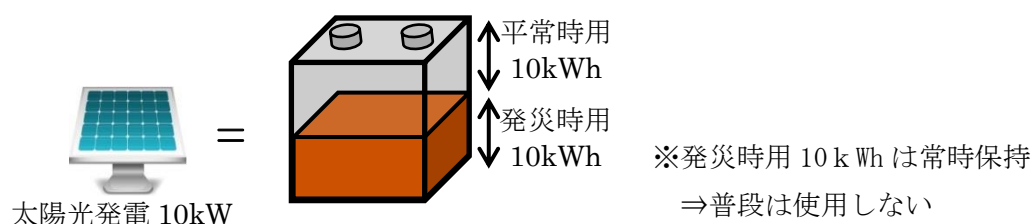
①系統電力から蓄電する場合

「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「時」までを補助対象の蓄電池容量とします(再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます)。



②系統電力から蓄電しない場合

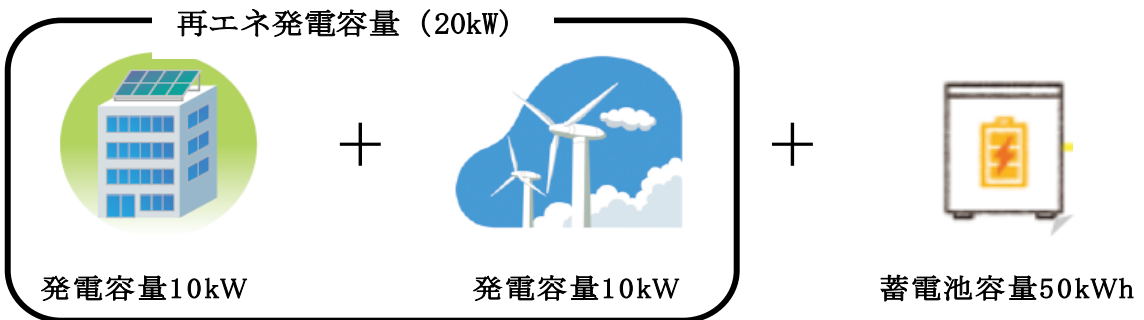
平常時使用として、「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「時」の蓄電池容量までを補助対象とします。また、平常時使用の容量に加えて、発災に伴う停電時の利用を目的に常時定量の蓄電を保持する機能を持たせる「発災時用」として「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「時」までを補助対象とします。ただし、発災時用分は、発災時に備え常時保持し、平常時は使用できません(発災用として導入した蓄電池容量が、自然放電などで減量し、当該減量分を再生可能エネルギー電力から蓄電できない場合のみ系統電力からの蓄電を認めます)。また、発災対応に必要な場所等に停電時専用の電源(コンセント等)を設置することが必要です。



例) 導入設備が太陽光発電設備 10kW、風力発電設備 10kW、蓄電池 50kWh の場合

【例】

導入設備



① 系統電力から蓄電する場合

補助対象蓄電容量 ≤ 20kWh (再生エネルギー発電容量)

② 系統電力から蓄電しない場合

補助対象蓄電容量 ≤ 40kWh

平常時使用分 ≤ 20kWh (再生エネルギー発電容量)
発災時使用分 ≤ 20kWh (再生エネルギー発電容量)

※ただし、発災用(20kWh)は発災に備え、常時保持すること

➤ 地中熱利用設備を導入する場合

地中熱交換器及び駐車場、道路への融雪用パイプの設置及び工事は、補助対象としません。

➤ バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備を導入する場合

① 固定価格買取制度における認定を受けないもの

⇒ 熱供給と発電の共通利用設備等の補助対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分します。

② 固定価格買取制度における認定を受けている(受ける)もの

⇒ 熱利用設備の部分のみを補助対象とします。

➤ バイオマス燃料製造設備を導入する場合

バイオマス発電設備、熱利用設備及び燃料製造設備を同時導入する場合において、燃料設備の補助対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率でそれぞれに計上してください。

➤ 自社製品の調達がある場合

補助対象経費の中に本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が補助対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって補助対象として利益控除を行います。

<利益相当分の排除について>

本補助事業において、補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業に補助対象事業者の利益等相当分が含まれていることは、調達先の選定方法に関わらず、本補助金の交付の目的上ふさわしくないため、利益等排除の方法を、原則、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 利益等排除の対象となる範囲

補助対象事業者が自社から調達する場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

(2) 利益等排除の方法

当該調達品の原価(当該調達品の製造原価又は当該工事の工事原価)をもって、補助対象経費とします。なお、原価であると証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する総利益の割合(以下、「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は、0とします。)をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

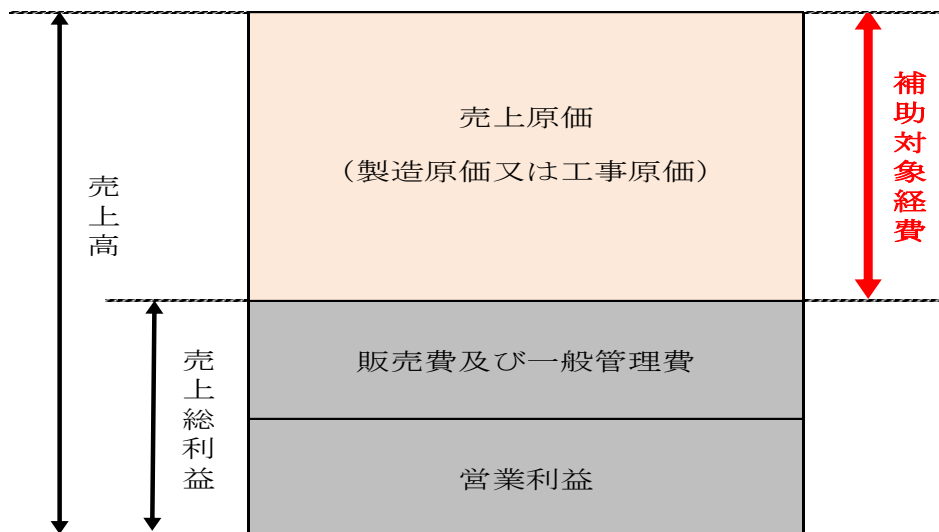
補助対象経費 = 製造原価(又は工事原価)

またこれによりがたい場合は、以下により算出します。

補助対象経費 = 市場流通価格 × (1 - 売上総利益率)

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

<補助対象経費のイメージ>



注) 上記内容の判定に当たっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等排除部分以外も補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 補助金の額(交付要綱第7条参照)

「2.4 補助対象経費」について、本補助金の交付額(以下「補助金額」という。)は、補助対象事業者の種別に応じて以下の表に示す補助率を用いた金額とします。

補助対象事業者の種別		補助率	上限額
①	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項の要件を満たす民間企業	2/3 ※国等の補助金と併給する場合であっても、合計 2/3以内	1億円 (*1)
②	中小企業基本法第2条第1項の要件を満たす、青色申告を行っている個人事業主		
③	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人		
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人		
⑦	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人		
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨	法律により直接設立された法人		
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		
⑪	①から⑩以外の民間事業者	1/2 ※国等の補助金と併給する場合であっても、合計 1/2以内	7,500 万円 (*1)

(*1) 一構内において複数建物があり、複数建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、再生可能エネルギー発電等設備の設置に係る契約を建物ごとに契約している場合等については、1契約ごとに1事業として扱います。(例:2つの建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、太陽光発電設備を設置する契約を建物ごとに2契約結ぶ場合、2事業として扱います。この場合の補助金の上限額は設置契約ごとに1億円(中小企業等の場合)となります。)。ただし、同一建物に同一の再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する場合には、契約を分けて設置しても上限額は建物ごとに1億円(中小企業等の場合)となります。

【太陽光発電設備を導入する場合】

・本補助事業を単独で交付する場合及び①～⑩の事業者が国等の補助と併給する場合
⇒ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額と太陽電池出力に 20 万円/kW を乗じて得た額を比較して小さい額を採択します。

・⑪の事業者が国等の補助と併給する場合
⇒ 国等補助と併給する場合、補助対象経費に補助率を乗じて得た額から国等補助を差し引いた額と太陽電池出力に 15 万円/kW を乗じて得た額を比較して小さい額を採択します。

- リース契約を用いて補助対象設備を設置する場合は、リース使用者に対する補助対象事業者の種別に応じた補助率及び上限額を適用します。
- 本補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 本事業の予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは、次の要件を満たす者とします。

業種分類(日本標準産業分類)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300 人以下
② 卸売業	1億円以下	100 人以下
③ サービス業	5千万円以下	100 人以下
④ 小売業	5千万円以下	50 人以下

注1) この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注2) 「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注3) 資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たすことが必要です。

注4) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注5) 中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例: 有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律))及び士業法人(弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土

地家屋調査士法人)です。

<参考> 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)(抄)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2.6 交付の条件(交付要綱第 10 条参照)

補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象者(以下「補助事業者」という。)に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 善管注意義務

補助事業者は、交付要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(2) 交付決定が取り消された場合は、それに従うこと。

補助事業者は、公社が交付要綱第 24 条第1項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

(3) 補助金を返還請求された場合は、納付すること。

補助事業者は、公社が交付要綱第 25 条第1項又は第2項の規定により本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 26 条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。また、この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第2項の規定に基づき延滞金を納付してください。

(4) 報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は、公社の指示に応じること。

補助事業者は、公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

- (5) 都の資金を原資とした他の補助金と併給しないこと
補助事業者は、補助対象経費について、本補助金以外に都又は公社、若しくは都の補助資金の交付を受け補助事業を行う者から交付される補助金等を受給しないでください。
- (6) 都又は公社への情報提供に協力すること
補助事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。
- (7) 都又は公社の事例公表に同意すること
補助事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。
- (8) 省エネルギー診断を受診すること
公社が都から受託している省エネルギー診断を 2019 年度中に受診してください。ただし、省エネルギー診断の対象でない事業者や、その他の理由で受診できない事業者は除きます。
※省エネルギー診断の対象は、前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所になります。
※過去 3 年以内に上記省エネルギー診断を受診している場合は、省エネルギー診断を受診することができません。その場合は、報告書の写しを提出してください。過去の省エネルギー診断報告書を紛失等している場合は、本事業の担当者へご連絡ください。
- (9) 補助事業概要及び省エネルギー対策の取組等を公表すること
インターネット、若しくはその他の適切な方法により、導入した設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の再生可能エネルギー導入の参考になるような情報及び補助事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表してください。
- (10) 他の事業所等において再生可能エネルギー設備が導入できるか検討すること
補助事業者が、複数の事業所等を有している場合は、本事業と同様の再生可能エネルギー導入が可能であるかどうかを検討してください。
- (11) 交付要綱その他法令の規定遵守
補助事業者は、補助事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

2.7 契約等(交付要綱第 11 条参照)

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。
ただし、当該補助金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限

りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは…

特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合などを指します。

- (2) 補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、補助対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。(補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、補助金のお支払いができないことがあります。)

3. 申請の方法

3.1 募集期間

本事業は、2016年度から2019年度まで実施いたしますが、公募は年度ごとに期間を設けて行います。

受付期間: 2019年4月15日(月)～2020年3月31日(火)17:00 必着

※ 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。

※ 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。

※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。

※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日(予算超過日)をもって、申請の受理を停止します。

3.2 申請書類

補助対象事業者は、「4. 申請書類作成要領」を参考に申請書類一式を作成し、公社へ提出してください。

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、補助対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

URL

(<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-chisho/download/index.html>)

3.3 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

補助金交付申請にあたり、補助対象事業者は、次の点に留意してください。

- (1) 補助対象事業者が、補助対象設備を設置する施設の所有者又は管理者ではない場合、施設の所有者又は管理者から同意を得て、「補助対象事業の実施に係る同意書」(第3号様式)を提出してください。
- (2) 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不採択となることがあります。
- (3) 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを付けてください。

(4) 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限ります。また、A4サイズ(A3折りたたみ可)としてください。

(5) リースにて補助対象設備を設置しようとする場合は、次の点に注意してください。

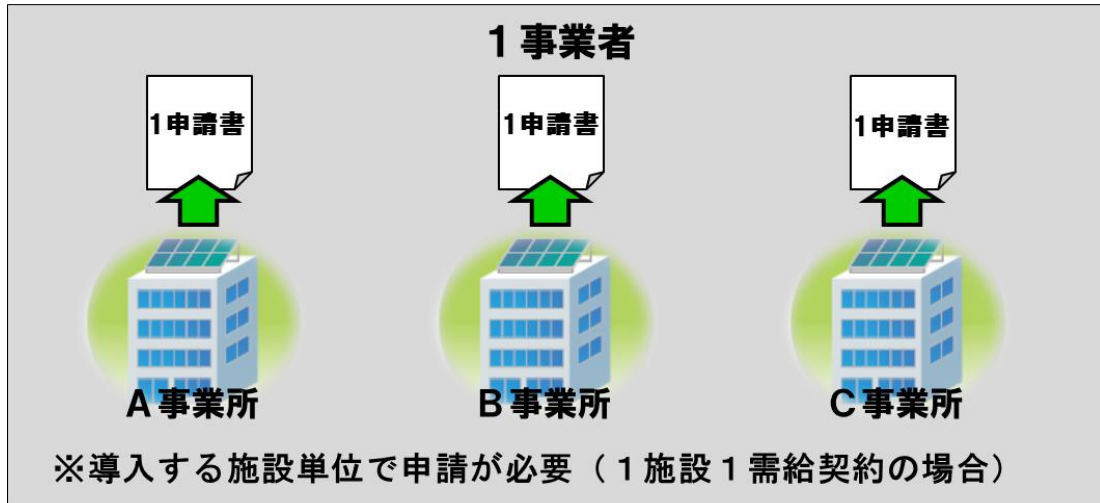
- ① 補助対象設備の所有者であるリース事業者と補助対象設備のリース使用者との共同申請を行ってください。
- ② リース使用者は、補助対象事業者の要件を満たす者とします。
- ③ 提出いただく資料は、次の表とおります。

	提出書類	リース事業者	リース使用者
第2号様式	誓約書	○	○
添付資料1	登記簿謄本又は青色申告書等	○	○
添付資料3	印鑑証明書	○	○
添付資料4	中小企業者であることが確認できる書類	△	△
添付資料5	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書) 直近3期分	○	○
添付資料6	納税証明書(直近1か年分)	○	○
添付資料7	会社・団体概要	○	○

※○は提出、△は該当する場合のみ。

- ④ リース事業者は、1申請につき1社とします。
 - ⑤ リース契約においては、リース料から補助金相当分が減額されていることとし、補助金相当分が減額されていることを証明できる(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示している)書類を必ず添付してください。
 - ⑥ 同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません。
 - ⑦ 補助対象設備は、処分制限期間(法定耐用年数)の間、使用してください。なお、処分制限期間内に処分を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとします。
- (6) 申請単位は、次のいずれかとします。
- ① 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備を設置する場合には、電気事業者との1需給契約に対し、一つの申請単位とします。
 - ② 再生可能エネルギー熱利用設備を設置する場合には、熱利用区域ごとの単位とします。
 - ③ 同一の施設において自家消費型再生可能エネルギー発電等設備と再生可能エネルギー熱利用設備を同時に設置する場合は、それぞれが1つの申請単位となりますので、申請書類を分け、2事業の申請としてください。

【1の事業者が複数申請する場合】



【1の施設で再生可能エネルギーによる設備を複数導入する場合】

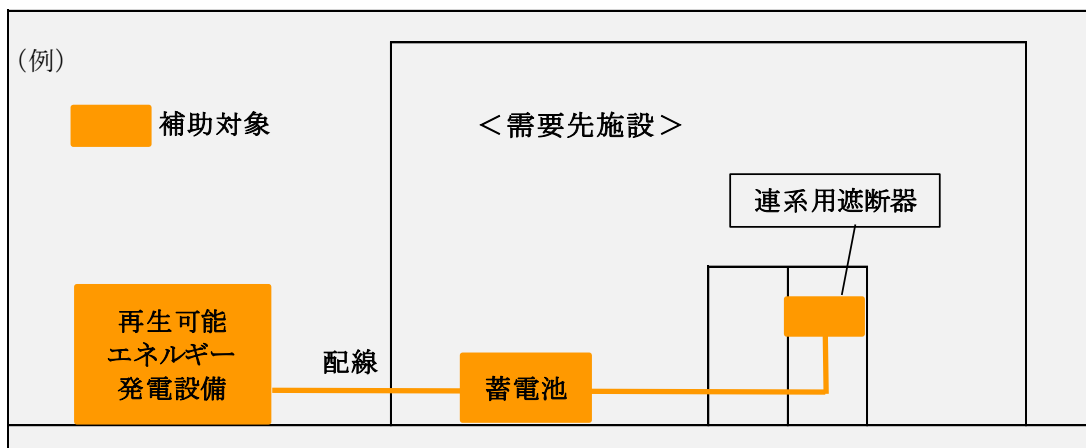


※ こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。

(7) 補助対象範囲は、次のとおりとします。

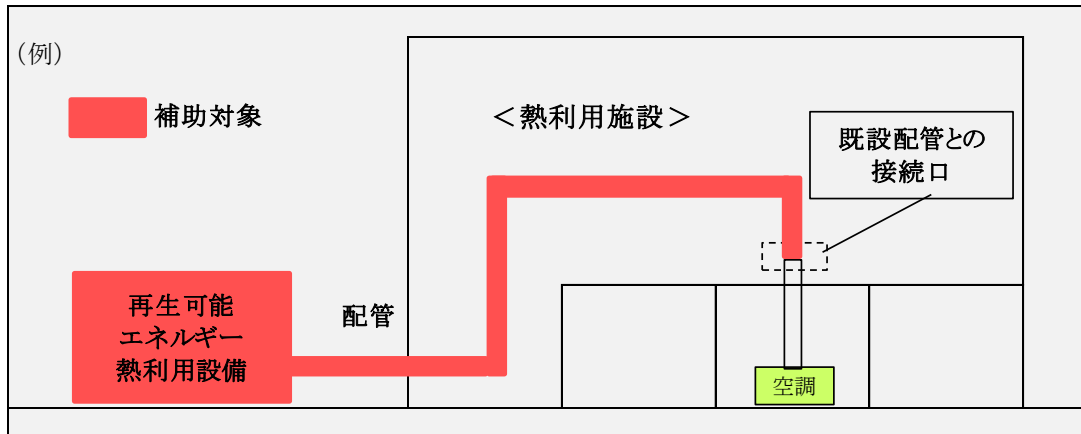
① 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備を導入する場合

⇒ 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備から連系用遮断器までを補助対象範囲とします。(原則、発電設備の専用設備のみとします。)



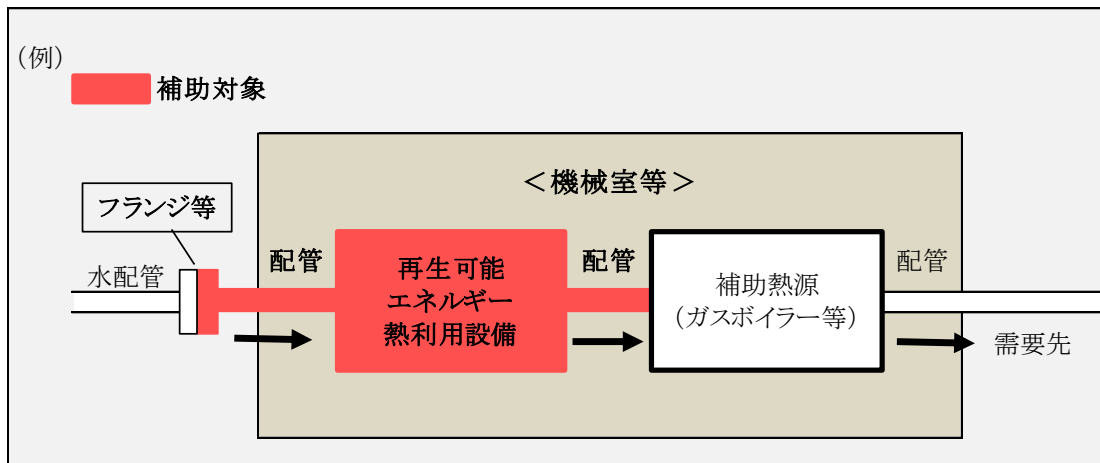
② 再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合

⇒ 熱供給配管は給湯器等の熱需要先までとし、ファンコイル等は補助対象外とします。



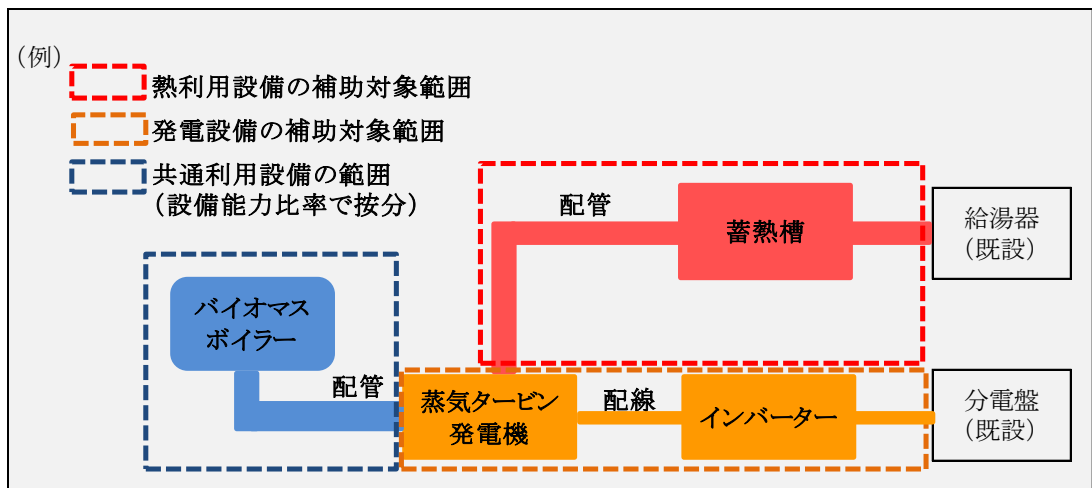
③ 再生可能エネルギー熱利用設備において補助熱源(ガスボイラー等)を併用する場合

⇒ 補助熱源との接続部分までを補助対象範囲とします。



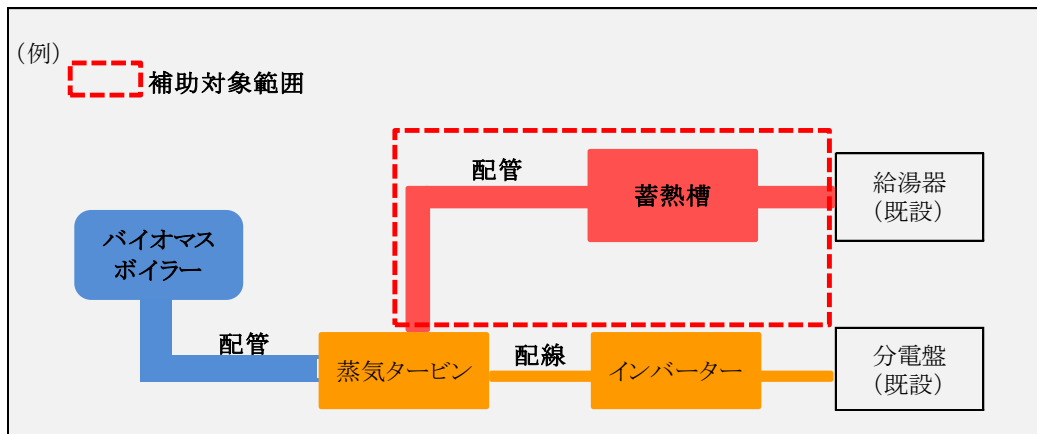
④ バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備において、固定価格買取制度における認定を受けない場合

⇒ 発電と熱供給の共通利用設備は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分します。



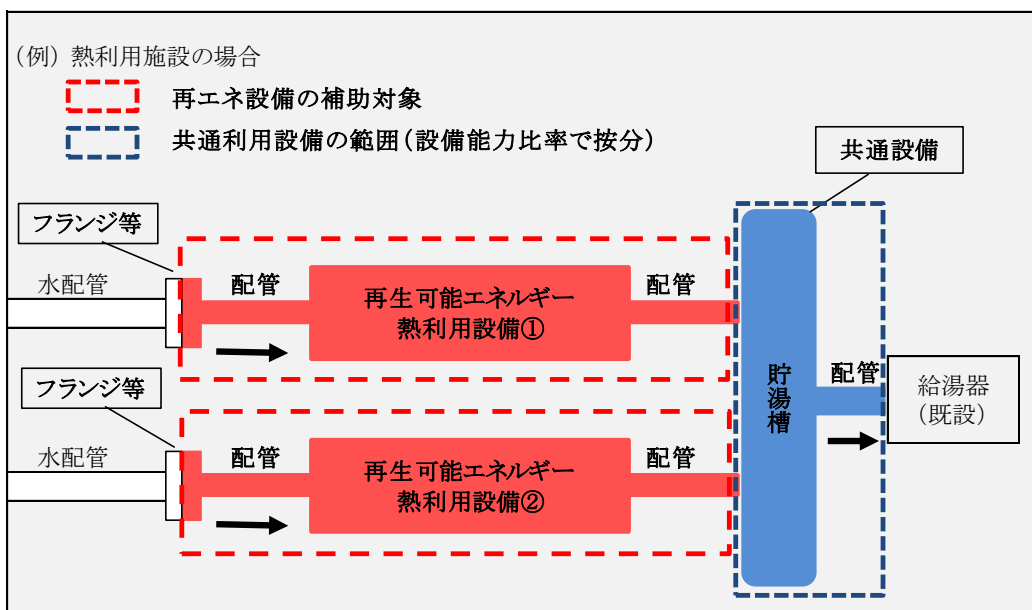
⑤ バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備において、固定価格買取制度における認定を受けている(受ける)場合

⇒ 熱利用設備の部分のみを補助対象とします。



⑥ 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合

⇒ 共通利用設備の補助対象経費は、設備能力比率で按分します。



- (8) 申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。
- ① 補助対象設備の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。
 - ② 電力及び熱量の計測点(電力:電流・電圧、熱量:流量・出入口温度又は蒸気圧)は、機器配置図に明記してください。
 - ③ 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について】

発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の補助金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前にご相談ください。

3.4 審査

(1) 審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、次のとおりです。

- ① 「2.1 補助対象事業」、「2.2 補助対象事業者」、「2.3 補助対象設備」及び「2.4 補助対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ② 補助金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本補助金制度に適合しているかを審査します。
- ③ 補助金を交付する複数の補助対象事業の補助金申請額の合計が、補助金に係る予算の範囲を超える場合は、申請された補助金額が減額される場合があります。

※ 審査の過程で、現地確認・調査及び面接(ヒアリング)を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

※ 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

※ 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※ 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費及び提出に係わる送料は、補助対象事業者にて負担してください。

※ 補助対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(2) 審査基準

補助対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、不採択とします。

- ① 補助事業の内容が、交付要綱及び公募要領の要件を満たしていること。
- ② 補助対象事業者及び補助対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ③ 申請者が事業を行うための事業基盤(直近3期分の財務状況を勘案)を有していること。

<審査項目表>

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助対象事業者	(1) 補助対象者の要件	交付要綱及び公募要領の要件に該当する者であること
2. 補助対象設備	(2) 補助対象設備の要件	補助対象設備の規模・能力が要件を満たしていること
	(3) 発電電力量又は熱量の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定などにより合理的に決められていること (計算根拠は妥当か等)
3. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
	(5) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
4. 補助事業計画	(6) 供給先との調整 (該当する補助対象設備により評価)	熱供給又は燃料供給事業を行う場合、利用先との契約があること
	(7) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	補助対象事業を実施するに当たって問題がないこと
	(8) 設備の保守計画	補助対象設備の保守管理が適切に実施されること
	(9) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること
	(10) スケジュール	事業スケジュールが物理的に無理なく、補助事業期間内に終了すること

※ 次の場合は採択されませんので、十分注意してください。

- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合、又は見込みが示されていない場合
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
(例:基本設計がされていない、容量計算されていない等)
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・ 設置する設備(バイオマス燃料及び原料等を含む)の性能が実証されていない場合
(技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等)
- ・ 事業に供する原料の確保(原料の入手先、量、価格調整等に関する一切)がされていない場合
- ・ 補助金交付決定通知書発行から契約締結までに要する時間や工事工程の時間軸が必要以上に要していると判断されるもの
- ・ 不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限を超過した場合

3.5 交付決定

(1) 交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、採択された事業については、交付要綱の規程に基づき、補助金の交付を決定した補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)に対し、「補助金交付決定通知書」(第5号様式)を送付します。また、不採択となった事業については、「補助金不交付決定通知書」(第6号様式)を送付します。

※ 補助事業の採否に当たっては、「3.4 審査」に基づき審査を行います。

※ 交付決定通知書に記載された補助金額は、補助限度額を明示するものであり、補助事業者に対して実際にお支払いする補助金額を約束するものではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により補助金額が確定します。なお、実際に補助事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した補助金額を超えてお支払いすることはできません。

※ 補助事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された補助金交付決定通知書の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※ 補助金交付決定通知書は、大切に保管してください。(以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の翌年度から6年間は保管してください。)

3.6 補助事業の開始から完了まで

(1) 補助事業の開始に伴う届出

① 補助事業者は補助事業の実施に当たり、交付決定後、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、補助事業に着手した日から30日以内に「補助事業開始届」(第7号様式)を作成し、工事契約書の写し等必要書類を添付して公社に提出してください。(ただし、公社が認めた場合は、この限りではありません。)

➤ 提出期限⇒補助事業に着手した日から30日以内

② 補助事業に着手した日は、公社が補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降で、補助事業に係る設計又は工事の契約を締結した日とします。

※ 補助事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

⇒ 国等他の補助事業と同時期に申請する場合も契約は当補助事業の交付決定以後に行うことが原則となります。

(2) 申請の撤回

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、補助金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に「補助金交付申請撤回届出書」(第8号様式)を提出することで、補助金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒補助金交付決定通知を受領した日から 14 日以内

(3) 補助事業の継承

補助事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約における共同申請者への所有権移転により地位の継承が行われた場合、補助事業を継承する者(以下、「継承者」という。)は、速やかに「補助事業承継承認申請書」(第9号様式)を公社に提出してください。

公社は継承の内容を確認し、承認又は不承認について、継承者宛に「補助事業承継(承認・不承認)通知書」(第 10 号様式)を送付します。

➤ 提出期限⇒速やかに

(4) 補助事業の計画変更に伴う申請

① 補助事業者は、補助事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「補助事業計画変更申請書」(第 11 号様式)を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒あらかじめ

ア 補助事業の内容を変更するとき。

(ただし、補助事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。)

イ 補助対象経費の内訳又は補助事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。

(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)

※ 補助事業の実施体制を変更する場合も、補助事業の内容変更該当します。

※ 変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

※ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

② 公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を補助事業者へ通知します。

(5) 事情変更による決定の取消し等

補助金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(6) 事業者情報の変更に伴う届出

補助事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」(第 12 号

様式)を公社に提出してください。

補助事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

➤ 提出期限⇒速やかに

(7) 債権譲渡の禁止

補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

(8) 工事遅延等の報告

① 補助事業者は、「工事に係る工程表」又は「補助事業計画変更申請書」の内容に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」(第 13 号様式)を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒速やかに

② 遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、補助事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、補助金の支払いが行われなかったことがあります。

(9) 補助事業の中止又は廃止の報告

① 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「補助事業中止(廃止)申請書」(第 14 号様式)を公社に提出し、承認を得る必要があります。

➤ 提出期限⇒速やかに

② 公社は申請内容を審査し、妥当であると認めるときは、事業の中止(廃止)の承認を行い、その旨を補助事業者へ通知します。なお、承認に当たり、公社は補助事業者に対し、必要に応じて条件を付する場合があります。

(10) 補助事業の実績報告

① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに「実績報告書」(第 15 号様式)及び添付資料を公社に提出してください。なお、実績報告書の最終提出期限は、2020 年 12 月 28 日までとします。

➤ 提出期限⇒速やかに

➤ 最終提出期限⇒2020 年 12 月 28 日まで

② 複数年度に跨る事業の場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績を報告してください

い。

- ③ 補助事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び補助事業者における支出義務額(補助対象経費全額)を支出完了(精算を含む)した日とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.7 補助金の額の確定

- (1) 公社は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接(ヒアリング)等により、補助事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を「補助金確定通知書」(第16号様式)により通知します。

- (2) 上記(1)の規定により確定する本補助金の額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱第9条第2項に定める交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあつては、変更された後の額)とのいずれか低い額とします。

※ 本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※ 申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いは行いません。

※ 補助金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、補助金の交付決定が取り消されることがあります。

3.8 補助金の交付

- (1) 補助事業者は、「補助金確定通知書」を受けた後に、「補助金交付請求書」(第17号様式)を公社に提出してください。

※ リース契約に伴う共同申請の場合は、リース事業者に対し、補助金を支払います。

- (2) 公社は、補助金交付請求書を受領した後、その内容及び添付された領収書等を確認し、妥当であると認めたものについて、補助金の支払いを行います。

- (3) 補助金交付請求書の内容が補助金確定通知書と違う場合は、補助金の支払いが行われなことがあるので、ご注意ください。

3.9 交付決定の取消し

(1) 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 再生可能エネルギー発電が固定価格買取制度における認定を受けた場合
- ・ 交付決定日前に、発注、契約書の締結を行っていた場合
- ・ 他の都の補助金等との重複受給が判明した場合
- ・ 本公募要項及び交付要綱に明記されている事業に必要な提出書類が提出されない場合

(2) 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該補助事業者に通知します。

3.10 補助金の返還

補助事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。

- ① 交付決定の取消し、補助金等の返還及び違約加算金の納付
- ② 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された補助金があるときは、補助事業者は、補助金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。

また、補助事業者は、公社から補助金返還請求を受け、補助金の返還を行った場合には、「補助金返還報告書」(第 18 号様式)により、公社へ報告する必要があります。

3.11 違約加算金

(1) 「3.9 交付決定の取消し」により補助金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、補助事業者に対し、補助金を受領した日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。

- (2) 補助事業者は、上記(1)による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.12 延滞金

- (1) 補助事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。
- (2) 補助事業者は、上記（1）による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 他の補助金等の一時停止

公社は、補助事業者に対し、補助金の返還を請求し、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.14 財産の管理及び処分(処分制限)

補助事業者は、取得財産等の管理及び処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書」（第 19 号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- (3) 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）」第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。補助事業者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (4) 公社は、補助事業者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産等処分承認通知書」（第 20 号様式）により、補助事業者へ通知します。

<参考：法定耐用年数の期間>

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	20年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年
太陽熱利用	15年
温度差熱利用	15年
地中熱利用	15年
バイオマス熱利用	15年
バイオマス燃料製造	15年

※ 原則として、上記の法定耐用年数を維持管理（処分制限）期間としますが、それ以外の法定耐用年数を適用される場合は、当社にご相談ください。

3.15 補助事業の経理

補助事業に係る帳簿や支出の根拠書類について

- ① 補助事業の経理について、補助事業者は、補助事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ② 補助事業者は、上記①の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から6年間保存する義務を負っていただきます。

3.16 調査等、指導・助言

- (1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関する報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、補助事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した補助対象設備について、補助事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
なお、補助事業者がこれに従わないときは、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還請求を行う場合があります。

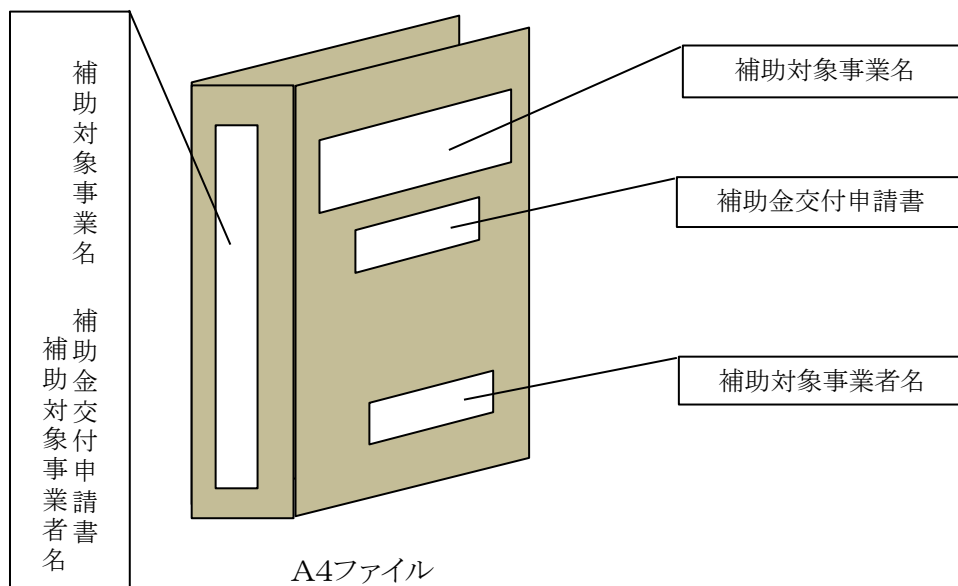
3.17 個人情報等の取り扱い

- (1) 公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- (2) 公社は、補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、補助事業者等が都及び国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集させていただく場合があります。
- (3) 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

4. 申請書類作成要領

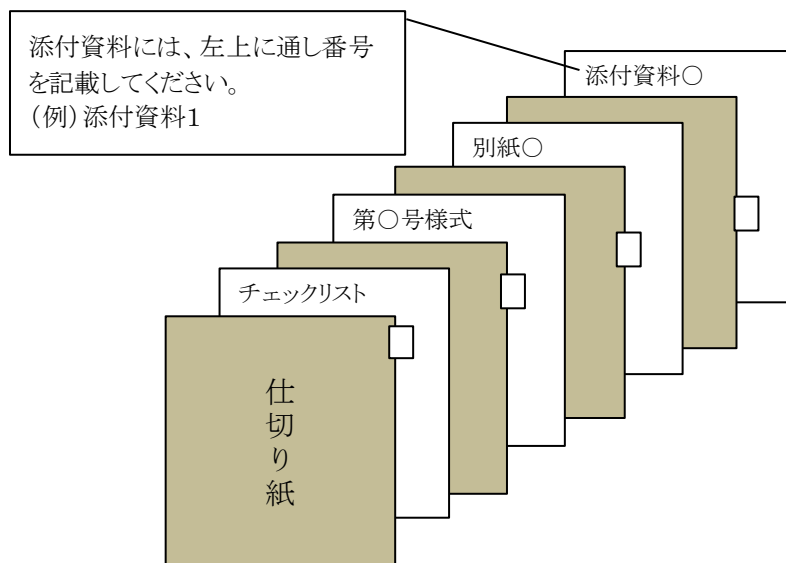
- (1) ファイル作成時の注意事項(※交付申請書、補助事業開始届、実績報告書等、各種共通)
 - ① 申請書類一式をA4サイズ(A3折りたたみ可、袋とじ不可)で片面印刷してください。
 - ② 書類は、A4ファイルに綴じてください。
 - ③ ファイルの表紙及び背表紙には、補助対象事業名と補助対象事業者名を記載してください。

<イメージ図>



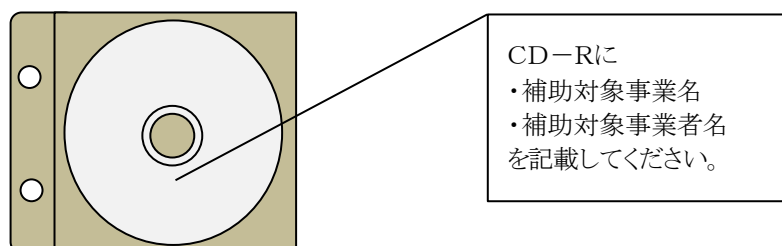
- ④ ファイルに綴る各書類の前に、インデックスを付けた中仕切りを挿入してください。(書類自体には、インデックスをつけないでください。)
- ⑤ 申請書類は、「申請書類チェックリスト」の順に綴ってください。

<イメージ図>



- ⑥ 申請様式書類 (Excel等) の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。

※ CDは、できれば下の図のように2穴付タイプのメディアケースに入れ、ファイルに綴じ込んでください。



(2)書類提出先、提出期限及びお問い合わせ先

<書類提出先>

書類の提出は、下記住所へ郵送又は窓口持参にてお願いいたします。

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

創エネ支援チーム

「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業

補助金交付申請書類在中」

<提出期限>

2020年3月31日(火) 17:00 必着

期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

※ 郵送の際は、上記を参考にして、必ず封筒の表面に「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業・補助金交付申請書類在中」と赤字で記入してください。

※ 郵送で提出される場合、原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。

※ 窓口持参にて提出される場合は、公社担当者に事前予約を行った上でお持ちください。

<お問い合わせ・窓口持込予約先>

公益財団法人 東京都環境公社

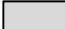
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京) 創エネ支援チーム

TEL:03-5990-5066

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

(3) 様式一覧

 公社発行

様式	書式名称	交付要綱
共通様式1	補助対象事業経費内訳	—
共通様式2	補助対象設備機器リスト	—
共通様式3	工事に係る工程表	—
第1号様式	補助金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	補助対象事業の実施に係る同意書	第8条
第4号様式	事業実施計画書	第8条
第4号様式:別紙1	補助対象事業に要する経費及びその調達方法	第8条
第4号様式:別紙2	発電単価又は熱利用単価の算定	第8条
第4号様式:別紙3	バイオマス依存率計算書	第8条
第5号様式	補助金交付決定通知書	第9条
第6号様式	補助金不交付決定通知書	第9条
第7号様式	補助事業開始届	第12条
第8号様式	補助金交付申請撤回届出書	第13条
第9号様式	補助事業承継承認申請書	第14条
第10号様式	補助事業承継(承認・不承認)通知書	第14条
第11号様式	補助事業計画変更申請書	第15条
※	補助事業計画変更承認通知書	第15条
第12号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第13号様式	工事遅延等報告書	第19条
第14号様式	補助事業中止(廃止)申請書	第20条
※	補助事業中止(廃止)承認通知書	第20条
第15号様式	実績報告書	第21条
第16号様式	補助金確定通知書	第22条
第17号様式	補助金交付請求書	第23条
※	補助金交付決定取消通知書	第24条
※	補助金返還請求通知書	第25条
第18号様式	補助金返還報告書	第25条
第19号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
※	財産等の処分に係る納付額通知書	第29条
第20号様式	財産等処分承認通知書	第29条

※印は別書式

(4) 添付書類

① 交付申請に必要な提出書類一覧

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
1	申請書類チェックリスト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	補助対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
5	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	補助対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	補助対象事業に要する経費及びその調達方法	第4号様式別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	発電単価又は熱利用単価の算定	第4号様式別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙3	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
10	補助対象設備の機器リスト	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	工事に係る工程表	共通様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
12	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本	添付資料1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	法人の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・ 発行から3ヵ月以内のもの ・ 原本であること ※「法律により直接設立された法人」(交付要綱第4条第1項第1号ケ)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分		△	△	△	△	△	△	△	△	△	個人事業主の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・ 直近1か年分 ・ 以下のいずれかを提出してください。 ① 税務代理権限証書の写し ② 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式) ③ 税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。 ④ 事業所得に係る納税通知書等の写し等
13	設置場所(建物又は土地)の登記簿謄本(全部事項証明書)の原本	添付資料2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助対象設備を設置する場所の登記簿謄本を提出してください。 ・ 発行から3ヵ月以内のもの ① 建物の場合:建物登記簿謄本(ただし、未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。) ② 土地の場合:土地登記簿謄本 ・ 表題部及び権利部の記載があるもの
14	印鑑証明書の原本	添付資料3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請書類に押印した印鑑のものを提出してください。 ・ 発行から3ヵ月以内のもの
15	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	添付資料4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	中小企業者(交付要綱第2条第1項第9号)に該当する場合に提出してください(個人事業主の場合は不要です)。 ・ 資本金の額又は出資の総額、或いは従業員数が確認できるもの(従業員数の確認ができるもの:「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」や「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」など。ただし、税務署の押印のあるもの) ※「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本」添付資料1にて確認できる場合は不要です。
16	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)直近3か年分	添付資料5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	共同申請の場合は、申請者全員分を提出してください。 ・ 直近3か年分 ・ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 ※会社の判断により金融機関発行の関心表明書を提出していただくことがあります。

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考	
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス		
17	納税証明書(直近1か年分)	添付資料6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 直近1か年分 都税(法人都民税又は法人住民税)の納税状況が確認できるもの
18	会社・団体概要	添付資料7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 共同申請の場合は、申請者全員分を提出してください。 会社・団体の事業内容が確認できるもの(パンフレット、事業案内等)
19	見積書	添付資料8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に要する経費及び補助対象経費の根拠となる見積書を提出してください。 「補助対象事業経費内訳」(共通様式1)及び「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)の記載項目と突合できるように番号等を付け、その番号等を記載してください。また、機器については、「設備の仕様内容がわかるもの」(添付資料11)と整合性をとってください。 経費の区分(設計費、設備費、工事費の区分)及び補助対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。 競争により請負会社を選定する必要があります(ただし、公社が認めた場合を除く)。選定方法の確認のため、徴収した全社の見積書を提出してください(契約締結は交付決定通知発行後に行ってください)
20	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等がある場合は、提出してください。
21	金融機関から確実に融資されることがわかる書類(写し)	添付資料10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業の実施に当たり、金融機関から借入がある場合又は借入を予定している場合に提出してください。 金融機関とのやり取りが分かる書類(金融機関名、借入額、金利が確認できるもの)
22	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)に記載された機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。 対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。
23	システム系統図	添付資料12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる設備間の関係性や燃料、電気、熱の流れが確認できるもの 発電設備については、機器の能力(出力、容量、機器能力)を記載してください。 熱利用設備については、熱バランスが確認できる情報(温度、流量、機器能力)を記載してください。また、熱供給配管は、線を太くして記載してください。(※熱供給配管とは、再エネ設備(システム全体)で生産された熱を熱需要先まで運ぶ配管を指します。) 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
24	単線結線図	添付資料13	○	○	○	○	○	-	-	-	△	<p>発電設備等を導入する場合に提出してください。(バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を導入する場合に提出してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる発電設備等を確認できるもの 「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)のリスト番号を付記してください。 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 発電設備と蓄電設備(設置する場合)を明確に色分け等してください。 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるように記載してください。 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
25	機器配置図	添付資料14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。 「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)のリスト番号を付記してください。 太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。 太陽熱利用設備の場合は、集熱器の角度・方位を付記してください。 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 熱利用設備の場合、熱供給配管は、線を太くして記載してください。 (※熱供給配管とは、再エネ設備(システム全体)で生産された熱を熱需要先まで運ぶ配管を指します。)
26	対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠	添付資料15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定電力消費量」の計算根拠となるシュミレーションデータを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。 <p><発電等設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。 新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。 <p>※例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力或使用予定時間から消費電力量を計算した資料 例2) 同規模の建物の使用実績から消費電力量を推計した資料</p> <p><熱利用設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の設計基準により熱量を計算する場合: ⇒熱量積算根拠を添付して下さい。 (熱供給設備の定格消費エネルギー)×(熱供給設備の運転時間)×(負荷率)より計算する場合 ⇒運転時間と負荷率を裏付ける資料を添付して下さい。 実績値(燃料量、電気使用量等)より計算する場合 ⇒実績値の根拠となる資料を提出してください。

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考	
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス		
27	再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠	添付資料16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定発電電力量」の計算根拠となるシュミレーションデータを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備の仕様内容がわかるもの」(添付資料11)に記載された機器の能力と整合性がとれること。 ・ バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備を導入する場合は、「低位発熱量を証明する資料」(添付資料24)に記載された機器の能力と整合性がとれること。 ・ 太陽光発電設備及び太陽熱利用設備については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシュミレーションしてください。
28	蓄電池の容量規模の根拠資料	添付資料17	△	△	△	△	△	-	-	-	-	-	<p>蓄電池を導入する場合に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設で必要とされる負荷側の電力が、使用機器ごとに記載されたもの。 ・ 施設で必要とされる負荷側の電力を元に、適切な容量となっていること。 ・ ピークシフトを目的に蓄電池を設置する場合は、電力負荷・蓄電池の充放電の時間帯・電力量等がどの様に計画されているかが分かること(シュミレーション等)。
29	発災時の蓄電池活用計画	添付資料18	△	△	△	△	△	-	-	-	-	-	<p>蓄電池を発災用として導入する場合に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時専用電源の設置場所(配置図)、専用電源設置場所の選定理由、発災用に保持する蓄電容量、発災用に蓄電池から供給される特定負荷、コンセント等までの系統図、停電時の動作説明図、自然放電時の充電機能説明等、確認に必要な書類を添付してください。
30	太陽熱集熱器の性能を証明する資料	添付資料19	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	<p>太陽熱利用設備を導入する場合に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本工業規格「JIS A 4112(太陽集熱器)」で規定する性能と同等以上の性能を有することが証明できるもの <p><JISの認証を取得している場合> 「JISマーク表示制度認証書」の写し等を提出してください。</p> <p><JISの認証を取得していない場合> JISの認証を取得していない場合は、以下の書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 立ち会い試験結果等性能評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ JISA4112に定められた集熱性能については、第三者機関の立ち会い試験結果等性能評価結果 ・ JISA4112に定められたその他の性能項目については、各社の自社試験等で確認されているもの ② 仕様分かるもの(種類、寸法、集熱器総面積、材質等) ③ 日本工業規格への適合性の認証に関する省令第2条第1項4号イと同等の社内品質管理規格又はISO9001の認証取得を証明する書類 <p>※ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けている機器を設置する場合は、BL部品認定書、認定書付属書及び性能表示書の写し等の提出でも可とします。(その場合、上記①から③の書類を提出する必要はありません。)</p>
31	年間運転経費の根拠資料	添付資料20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>「発電単価又は熱利用単価の算定」(第4号様式別紙2)の年間運転経費の各項目における算定の根拠となる資料を作成し、提出してください。</p>

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
32	掘削に係る資料	添付資料21	-	-	-	○	-	-	-	○	-	地熱発電設備及び地中熱利用を導入する場合に提出してください。 ・ 調査堀及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等 ・ 交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。
33	バイオマスの調達に係る資料	添付資料22	-	-	-	-	○	-	-	-	○	バイオマス発電又はバイオマス熱利用を導入する場合に提出してください。 ・ バイオマスの調達計画が確認できるもの(契約書、覚書等)
34	灰の処分に係る資料	添付資料23	-	-	-	-	○	-	-	-	○	バイオマス発電又はバイオマス熱利用を導入する場合に提出してください。 ・ 発生した灰の処分計画が確認できるもの(契約書、覚書等)
35	低位発熱量を証明する資料	添付資料24	-	-	-	-	○	-	-	-	○	バイオマス発電又はバイオマス熱利用を導入する場合に提出してください。 ・ 「バイオマス依存率計算書」(第4号様式別紙3)及び「再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠」(添付資料16)と整合性がとれること。 ・ 低位発熱量を分析した分析報告書、または製品保証書等
36	バイオマス燃料利用計画	添付資料25	-	-	-	-	△	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・ 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
37	バイオマス燃料製造計画	添付資料26	-	-	-	-	△	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・ 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
38	熱応答試験の結果	添付資料27	-	-	-	-	-	-	-	○	-	地中熱利用設備を導入する場合に提出してください。 ・ 交付申請時点で熱応答試験を実施していない場合は、実施後、速やかに提出してください。
39	リース契約書及びリース計算書(案)	添付資料28	△	△	△	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・ リース契約書(案)を提出してください。 ・ リース料から補助金相当分を減額してください。 ・ 交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
40	再エネ設備の所有者とすべての熱利用者との契約書(写し)	添付資料29	-	-	-	-	-	△	△	△	△	補助対象となる熱利用設備から発生する熱、若しくはバイオマス燃料の一部又は全部を他社に供給する場合に提出してください。 ・ 供給に関する契約書(案)を提出してください。 ・ 供給価格から補助金相当分を減額してください。 ・ 交付申請時点で供給価格が決定している場合は、供給価格から補助金相当分が減額されていることを証明できるコスト計算書等を提出してください。

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考	
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス		
41	利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料30	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<p>補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出してください。</p> <p>・以下の書類等を提出してください。</p> <p>① 施設利用許可証(写し)</p> <p>② 賃貸借契約書(写し)</p>
42	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料31	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)7. 実施事業に関する事項の(1)許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項において、以下の項目を「有」とした場合は、その内容が分かる資料を提出してください。</p> <p>① 環境に関する調査等</p> <p>② 地元調整</p> <p>③ 法規制に係る許認可</p>
43	省エネルギー診断申込書(写し)	添付資料32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<p>省エネルギー診断の対象事業者のみ提出してください。ただし、対象事業者のうち、過去3年以内に省エネルギー診断を受診している事業者は、省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。</p>
44	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料33	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<p>国等の補助金の交付を受ける場合に提出してください。</p> <p>・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。</p>
45	その他公社が必要と認める書類	添付資料34	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<p>その他、必要とする書類がある場合に提出してください。</p>
46	返信用封筒(角形2号) 2通		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>公社から通知書等を郵送する際に使用いたします。</p> <p>・宛先は、「補助金交付申請書」(第1号様式)に記載された連絡先担当者宛としてください。</p> <p>・2通提出してください</p> <p>※ 切手の貼付は不要です</p>
47	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>申請様式書類(Excel等)の電子データを記録したCD-R等のメディアを提出してください。</p>

②事業開始時に必要な提出書類一覧

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
1	補助事業開始届	第7号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助対象事業経費内訳	共通様式1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。
3	工事に係る工程表	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	工事契約書(写し)	添付資料1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	設計、購入、工事の契約書の写しを提出してください。
5	見積書	添付資料2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	共通様式1を提出する場合に提出してください。 ・内訳の各品目に番号等を付け、「経費状況内訳書」(第7号様式別紙1)の記載項目と突合できるようにしてください。
6	リース契約書及びリース計算書(写し)	添付資料3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書(写し)を提出してください。 ・リース料から補助金相当分を減額してください。 ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
7	その他公社が必要と認める書類	添付資料4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。
8	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。

③実績報告時に必要な提出書類一覧

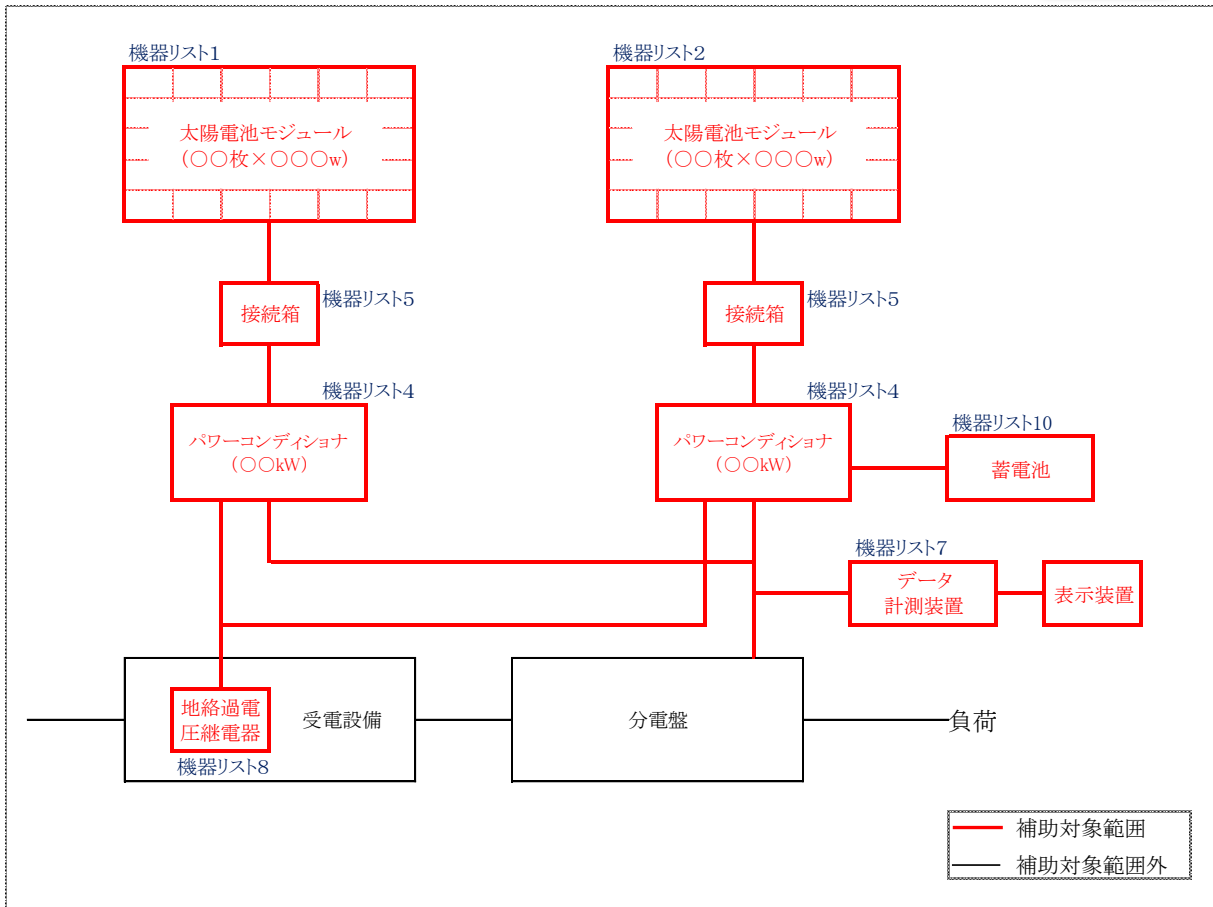
No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス	
1	実績報告書	第15号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	補助対象設備の機器リスト	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	工事に係る工程表	共通様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	システム系統図	添付資料1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
6	単線結線図	添付資料2	○	○	○	○	○	-	-	-	△	発電設備等を導入する場合(バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を導入する場合)に、竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
7	機器配置図	添付資料3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、基本的には交付申請時と同様です。) 実績報告時のみ「型式・製造番号一覧」(添付資料5)と突合できるように作成してください。
8	銘板写真	添付資料4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象機器の型式・製造番号が確認できる写真を撮影し、提出してください。 補助対象機器の型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの。 「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)と型式名等が突合できるようにしてください。 太陽光パネルなど部材が10基を超えるものについては、任意に抽出し、10基ごとに1枚撮影をしてください。10基に満たない端数は切り上げるものとします。 例:35枚の太陽光パネルの場合 $10 + (35-10) / 10 = 12.5 \approx 13$枚の写真を提出
9	型式・製造番号一覧	添付資料5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	型式と製造番号を一覧にしてください。なお、1基ずつ付番し、機器配置図(添付資料3)と突合できるように作成してください。
10	工事写真	添付資料6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助対象設備の工事前、工事中及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。
11	試運転結果報告書	添付資料7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助対象設備の試運転した結果をまとめてください。
12	補助対象経費の積算根拠資料	添付資料8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	契約書及び見積書等補助対象経費の積算の根拠となる資料を提出してください。

No.	提出書類書類		電力					熱利用				備考		
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	太陽熱	温度差熱	地中熱	バイオマス			
13	補助対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	添付資料9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助対象経費の積算のとおり事業の完了したことを示す書類として、以下を提出してください。 ① 完了届・納品書等 ② 請求書(内訳明細書を含む)及び領収書等、補助対象経費全額を支出完了(精算を含む)したことを示す書類
14	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料10	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください。
15	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	添付資料11	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	国等の補助金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の補助金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
16	再エネ設備の保有者とすべての熱利用者との契約書(写し)	添付資料12	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△	△	補助対象となる熱利用設備から発生する熱、若しくはバイオマス燃料の一部又は全部を他社に供給する場合に提出してください。 ・供給に関する契約書(写し)を提出してください。 ・供給価格から補助金相当分を減額してください。 ・供給価格から補助金相当分が減額されていることを証明できるコスト計算書等を提出してください。
17	省エネルギー診断に係る報告書の表紙(写し)	添付資料13	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出してください。
18	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容の公表資料	添付資料14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公表するにあたって次の事項が記載されている資料を提出してください。 ・導入した設備の概要 ・導入場所 ・導入目的 ・その他の事業者の再エネ設備導入の参考になる情報 ・省エネルギー対策の取組内容 ・上記事項の公表方法
19	その他公社が必要と認める書類	添付資料15	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
20	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。

④ システム系統図

【太陽光発電の場合】

見本



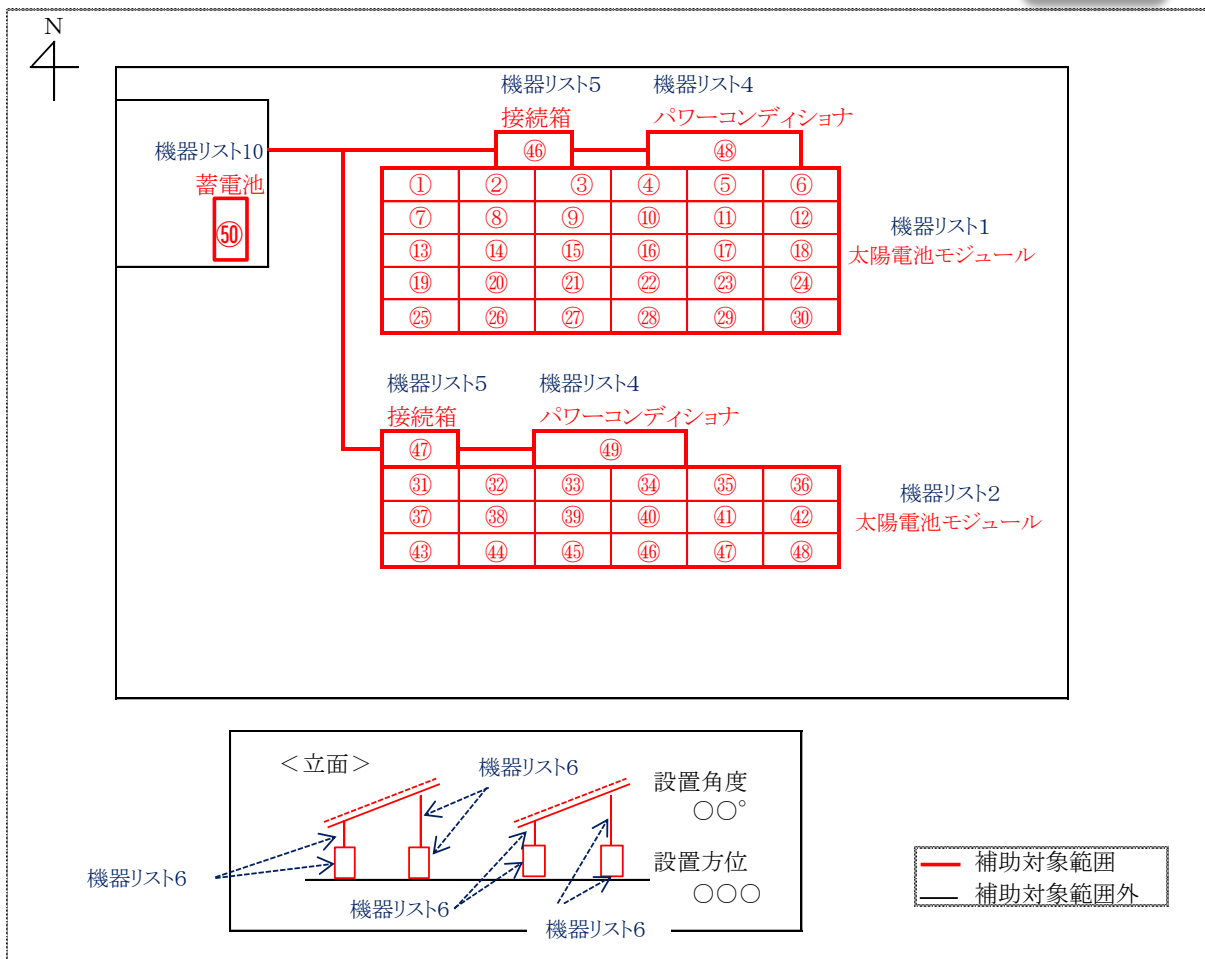
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 補助対象となる設備間の関係性や燃料、電気、熱の流れが確認できるよう記載してください。
- 発電設備については、機器の能力(出力、容量、機器能力)を記載してください。
- 熱利用設備については、熱バランスが確認できる情報(温度、流量、機器能力)を記載してください。また、熱供給配管は、線を太くして記載してください。
 - ◇ 熱供給配管とは、再エネ設備(システム全体)で生産された熱を熱需要先まで運ぶ配管を指します。
- 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。

⑤ 機器配置図

見本

【太陽光発電の場合】



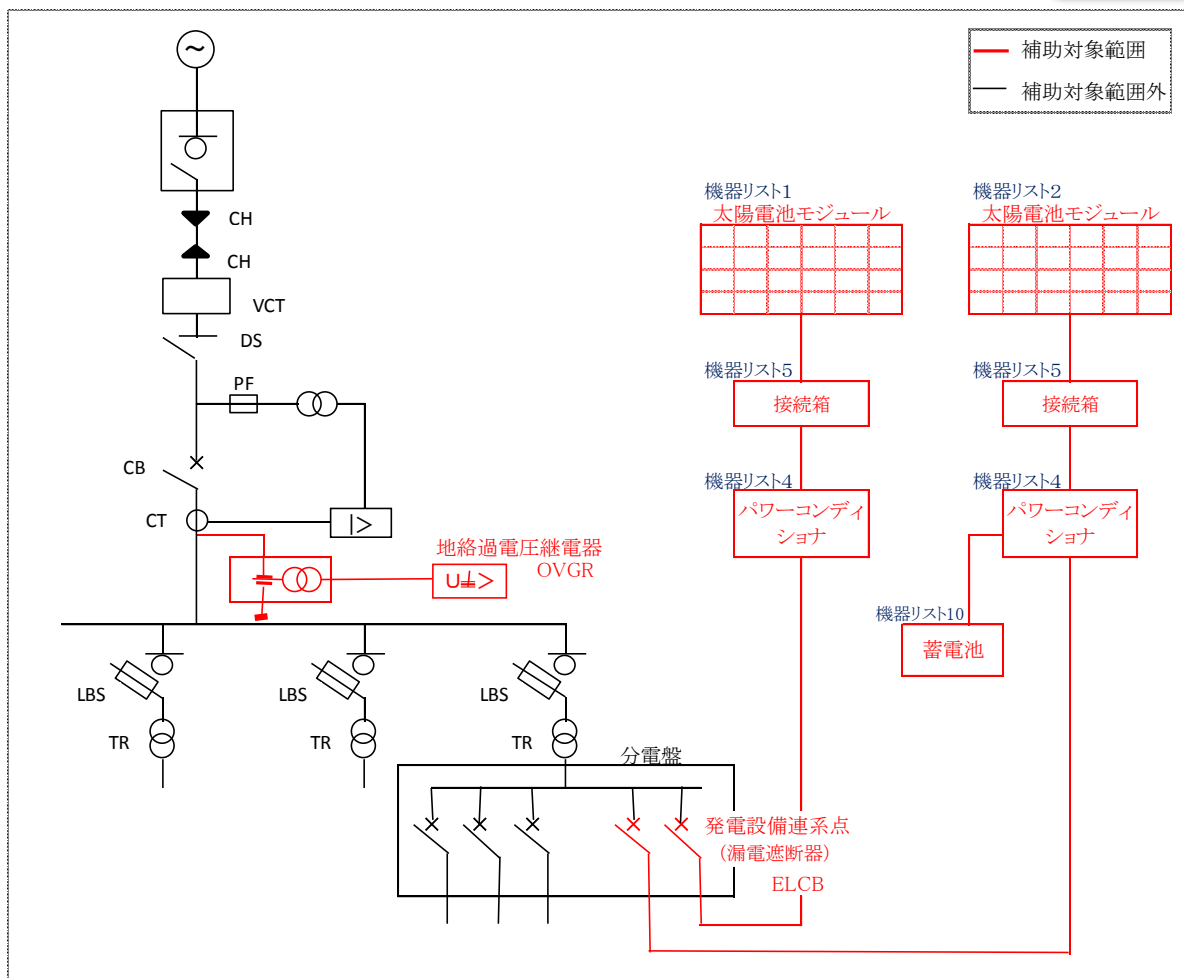
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。
- 実績報告時には「型式・製造番号一覧」(添付資料 5)と突合できるように番号などを付記してください。
- 「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)のリスト番号を付記してください。
- 太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。
- 太陽熱利用設備の場合は、集熱器の角度・方位を付記してください。
- 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 熱利用設備の場合、熱供給配管は、線を太くして記載してください。
 - ◇ 熱供給配管とは、再エネ設備(システム全体)で生産された熱を熱需要先まで運ぶ配管を指します。

⑥ 単線結線図

【太陽光発電の場合】

見本



※ 発電設備等を導入する場合に提出してください。

(バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を導入する場合に提出してください。)

以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 補助対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 「補助対象設備の機器リスト」(共通様式2)のリスト番号を付記してください。
- 補助対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:補助対象範囲を赤色、補助対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 発電設備と蓄電設備(設置する場合)を明確に色分け等してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

(5) 申請書類記入例

記入例

① 補助金交付申請書類

【チェックリスト】

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	チェック	備考
1	申請書類チェックリスト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
2	補助金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
3	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
4	補助対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
5	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
6	補助対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
7	補助対象事業に要する経費及びその調達方法	第4号様式別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
8	発電単価又は熱利用単価の算定	第4号様式別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
9	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙3	-	-	-	-	○	-	-	-	○	✓	
10	補助対象設備の機器リスト	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
11	工事に係る工程表	共通様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
12	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本	添付資料1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	法人の場合に提出すること。
	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分		△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	個人事業主の場合に提出すること。
13	設置場所(建物又は土地)の登記簿謄本(全部事項証明書)の原本	添付資料2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
14	印鑑証明書の原本	添付資料3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
15	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	添付資料4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	中小企業者の場合に提出すること。(個人事業主の場合は不要)
16	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)直近3か年分	添付資料5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
17	納税証明書(直近1か年分)	添付資料6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
18	会社・団体概要	添付資料7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	チェック	備考
19	見積書	添付資料8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	複数社分を提出すること
20	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
21	金融機関から確実に融資されることがわかる書類(写し)	添付資料10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	必要な場合に提出すること。
22	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
23	システム系統図	添付資料12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
24	単線結線図	添付資料13	○	○	○	○	○	-	-	-	△	✓	バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーションを導入する場合に提出すること。
25	機器配置図	添付資料14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
26	対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠	添付資料15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
27	再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠	添付資料16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
28	蓄電池の容量規模の根拠資料	添付資料17	△	△	△	△	△	-	-	-	-	✓	蓄電池を導入する場合に提出すること。
29	発災時の蓄電池活用計画	添付資料18	△	△	△	△	△	-	-	-	-	✓	蓄電池を発災用として導入する場合に提出すること
30	太陽熱集熱器の性能を証明する資料	添付資料19	-	-	-	-	-	○	-	-	-	✓	
31	年間運転経費の根拠資料	添付資料20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
32	掘削に係る資料	添付資料21	-	-	-	○	-	-	-	○	-	✓	・地熱発電設備を設置する場合に提出すること。 ・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第提出すること。
33	バイオマスの調達に係る資料	添付資料22	-	-	-	-	○	-	-	-	○	✓	
34	灰の処分に係る資料	添付資料23	-	-	-	-	○	-	-	-	○	✓	
35	低位発熱量を証明する資料	添付資料24	-	-	-	-	○	-	-	-	○	✓	
36	バイオマス燃料利用計画	添付資料25	-	-	-	-	△	-	-	-	△	✓	バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	チェック	備考
37	バイオマス燃料製造計画	添付資料26	-	-	-	-	△	-	-	-	△		バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。
38	熱応答試験の結果	添付資料27	-	-	-	-	-	-	-	○	-		・地中熱利用設備を設置する場合に提出すること。 ・交付申請時点で熱応答試験を実施していない場合は、実施次第提出すること。
39	リース契約書及びリース計算書(案)または、第三者所有モデルにおける契約書及び補助金相当分が減額されていることがわかる書類	添付資料28	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	リース契約又は第三者所有モデルを行う場合に提出すること。
40	再エネ設備の保有者とすべての熱利用者との契約書(写し)	添付資料29	-	-	-	-	-	△	△	△	△		必要な場合に提出すること。
41	利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料30	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
42	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料31	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	必要な場合に提出すること。
43	省エネルギー診断申込書(写し)	添付資料32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	省エネルギー診断を受診できない場合は「省エネルギー推進体制図」を提出してください
44	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料33	△	△	△	△	△	△	△	△	△	✓	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
45	その他公社が必要と認める書類	添付資料34	△	△	△	△	△	△	△	△	△		必要な場合に提出すること。
46	返信用封筒(角形2号) 2通		○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
47	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	

【チェックリスト】(注) (黄色塗り・青文字) 部分に記入してください。

記入例

【補助金交付申請書】

(注) (黄色塗り) 部分に記入してください。 (水色塗り) 部分は自動表示。

共通様式1

補助対象事業経費内訳	交付申請	※蓄電池を除く	発電容量は、太陽光電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力の合計のうち、いずれか小さい方の値を記入してください(小数点以下切り捨て)	都補助率をプルダウンリストから選択してください。
提出時期をプルダウンリストから選択してください。				
設備の種類	発電容量(kW)	都補助率(A)	国等補助率(B)	合算補助率(C)
太陽光発電	000	0/0	0/0	0/0

(単位:円)

区分	経費の内容 内訳	補助事業に要する経費		国等補助				都補助				備考
		見積明細番号	金額(D)	見積明細番号	金額(E)	交付決定(予定)額(F)	都補助の対象となる国交付決定(予定)額(G)	見積明細番号	金額(H)	仮算定補助金額(I) = (A×H)	上限額(J)	
設計費	実施設計費	Aの①、②	0,000,000	Aの①	0,000,000	000,000	000,000	Aの①	000,000	000,000		
	(小計)				0,000,000	0,000,000	0,000,000			000,000	000,000	000,000
設備費	00000	A-1、A-2、A-3		A-2、A-3	0,000,000	0,000,000	0,000,000	A-1、A-2、A-3	000,000	000,000		
	00000	B-1、B-2		B-1、B-2	0,000,000	0,000,000	0,000,000	B-1、B-2	000,000	000,000		
	00000	C	0,000,000	C				C	0,000,000			
	00000	D	0,000,000	D				D	0,000,000			
	00000	E	0,000,000	E				E	0,000,000			
	00000	F	000,000	F				F	000,000			
	00000	G	000,000	G				G	000,000			
	(小計)		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	000,000	000,000	000,000
工事費	00工事	Bの①	0,000,000	Bの①	0,000,000	0,000,000	0,000,000	Bの①	0,000,000	000,000		
	00工事	Bの②	0,000,000	Bの②	0,000,000	0,000,000	0,000,000	Bの②	0,000,000	000,000		
	00工事	Bの③	0,000,000	Bの③	0,000,000	0,000,000	0,000,000	Bの③	0,000,000	000,000		
	00工事	Bの④	0,000,000	Bの④	0,000,000	0,000,000	0,000,000	Bの④	0,000,000	000,000		
	(小計)		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	000,000	000,000	000,000
	合計		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	000,000	0,000,000	000,000
	消費税(8%)		000,000								000,000	000,000
	総計		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	000,000	0,000,000	000,000

※太陽電池出力1kW当たりの単価

自動表示されます。

自動表示されます。

【国等補助】 太陽電池出力1kW当たり (※交付決定(予定)額(F)÷発電容量)	0,000円	【都補助】 太陽電池出力1kW当たり (※都単独又は都補助率1/3の補助対象事業者が国等補助を併給する場合は10万円、都補助率1/6の補助対象事業者が国等補助を併給する場合は5万円)	000,000円
------------------------------------------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

注1) 発電容量欄は、「事業実施計画書」(第4号様式)2. 設備の概要(1)太陽電池出力(小数点以下切り捨て)を記載してください。

注2) 見積明細番号欄は、「見積書」(添付資料8)と金額が突合できる見積書の明細に番号等を付け、その番号等を記入してください。

2. 太陽光発電以外の再エネ設備に関する事業（※蓄電池を除く）①

提出時期をプルダウンリストから選択してください。

太陽光発電設備以外の設備(蓄電池を除く)を導入する場合は、こちらに記入してください。

設備の種類	都補助率(A)	国等補助率(B)	合算補助率(C)
〇〇発電	〇/〇	〇/〇	〇/〇

設備の種類をプルダウンリストから選択してください。

都補助率をプルダウンリストから選択してください。

国等補助を受ける場合は、補助率を記入してください。

(単位:円)

区分	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費		都補助		備考
		見積明細番号	金額(D)	見積明細番号	金額(E)	交付決定(予定)額(F)	都補助の対象となる国交付決定(予定)額(G)	
設計費	実施設計費	Aの①、②	0,000,000	Aの①	0,000,000	000,000	000,000	
	(小計)				0,000,000	0,000,000	0,000,000	
設備費	〇〇〇〇	A-1、A-2、A-3	0,000,000	A-1、A-2、A-3	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇〇〇	B-1、B-2	0,000,000	B-1、B-2	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇〇〇	C	0,000,000	C	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇〇〇	D	0,000,000	D	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇〇〇	E	0,000,000	E	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇〇〇	F	000,000	F	000,000	000,000	000,000	
	〇〇〇〇	G	000,000	G	000,000	000,000	000,000	
(小計)		0,000,000			0,000,000	0,000,000	000,000	
工事費	〇〇工事	Bの①	0,000,000			000,000	000,000	
	〇〇工事	Bの②	0,000,000			000,000	000,000	
	〇〇工事	Bの③	0,000,000	Bの③	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇工事	Bの④	0,000,000	Bの④	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇工事	Bの⑤	0,000,000	Bの⑤	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
(小計)		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	000,000	
合計		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
消費税(8%)		000,000						
総計		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	

提出書類「見積書」(添付資料8)に番号等を付け、記載項目と突合できるように、その番号等を記入してください。

提出書類「見積書」(添付資料8)に番号等を付け、記載項目と突合できるように、その番号等を記入してください。

提出書類
・見積書(添付資料8)
・補助対象設備の機器リスト(共通様式2)
の内容と整合性を取ったうえで、記入してください。

※ 見積書には、各項目に番号等を付け、記載項目と突合できるようにしてください。

注) 見積明細番号欄は、「見積書」(添付資料8)と金額が突合できるよう見積書の明細に番号等を付け、その番号等を記入してください。

2. 太陽光発電以外の再エネ設備に関する事業（※蓄電池を除く）③

設備の種類	都補助率(A)	国等補助率(B)	合算補助率(C)

(単位:円)

経費の内容		補助事業に要する経費		国等補助				都補助			備考
				補助対象経費		交付決定 (予定)額 (F)	都補助の対象と なる国交付決定 (予定)額 (G)	補助対象経費		仮算定 補助金額 (I) = (A×H)	
区分	内訳	見積明細番号	金額 (D)	見積明細番号	金額 (E)						見積明細番号
設計費											
	(小計)										
設備費											
	(小計)										
工事費											
	(小計)										
	合計										
	消費税(8%)										
	総計										

「2. 太陽光発電以外の再エネ設備に関する事業（※蓄電池を除く）②」を参照のうえ作成してください。

注) 見積明細番号欄は、「見積書」(添付資料8)と金額が突合できるよう見積書の明細に番号等を付け、その番号等を記入してください。

3. 蓄電池に関する事業

交付申請

設備の種類	都補助率(A)	国等補助率(B)
蓄電池	〇/〇	〇

太陽光発電以外の発電システムは、直接、発電出力を入力してください。

蓄電池容量を3つの項目(平常時、発災時、上記以外)に分けて記載してください。発災を導入の場合は、添付資料18「発災時の蓄電池活用計画」を提出してください。

【発電出力】

太陽光発電容量	〇〇〇	kW
風力発電容量		kW
水力発電容量		kW
地熱発電容量		kW
バイオマス発電容量		kW
再エネ発電容量合計…①	〇〇〇	kW

【蓄電池容量】

平常時蓄電容量 (①以下の値)	〇〇	kWh
発災時蓄電容量 (①以下の値)	〇〇	kWh
上記以外の容量	〇〇	kWh
蓄電池総容量	〇〇	kWh

補助対象となる蓄電池容量	〇〇
都補助対象比率 (J)	〇〇

(単位:円)

区分	経費の内容 内訳	補助事業に要する経費		国等補助				都補助				備考
		見積明細番号	金額(D)	補助対象経費		交付決定(予定)額(F)	都補助の対象となる国交付決定(予定)額(G)	導入経費		補助対象経費	仮算定補助金額	
				見積明細番号	金額(E)			見積明細番号	金額(H)	金額(I)=(H×J)	金額(J)=(A×I)	
設計費	実施設計費	Aの③	0,000,000	Aの③	000,000	000,000	000,000	Aの③	000,000	0,000,000	0,000,000	
	(小計)				0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
設備費	蓄電池	G-1	0	1	0,000,000	0,000,000	0,000,000	G-1	0,000,000	0,000,000		
	〇〇〇〇〇〇	G-2	0	2	0,000,000	0,000,000	0,000,000	G-2	0,000,000			
	(小計)		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
工事費	〇〇工事	Cの①	0,000,000	Cの①	0,000,000	000,000	000,000	Cの①	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	(小計)		0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	合計		0,000,000		0,000,000	000,000	000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	消費税(8%)		0,000,000									
	総計		0,000,000		0,000,000	000,000	000,000		0,000,000	0,000,000	0,000,000	

提出書類「見積書」(添付資料8)に番号等を付け、記載項目と突合できるように、その番号等を記入してください。

提出書類
 ・見積書(添付資料8)
 ・補助対象設備の機器リスト(共通様式2)
 の内容と整合性を取ったうえで、記入してください。
 ※ 見積書には、各項目に番号等を付け、記載項目と突合できるようにしてください。

注) 見積明細番号欄は、「見積書」(添付資料8)と金額が突合できるように見積書の明細に番号等を付け、その番号等を記入してください。

4. 全体の事業費及び補助金申請額

設備の種類	都補助率 (A)	国等補助率 (B)	合算補助率 (C) = (A) + (B)	合算補助率上限 (D)	合算算定補助率 (E)	補助上限額 (F)
太陽光発電	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇発電	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	
蓄電池	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	

(単位:円)

区分	設備の種類	補助事業に 要する経費 (G)	都補助対象 経費 (H)	都補助 仮算定補助額 (I)	都補助の対象と なる国交付決定 (予定)額 (J)	仮合算補助額 (K) = (I) + (J)	合算上限額 (L) = (E) × (H)	備考
設計費	太陽光発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	蓄電池	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	小計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
設備費	太陽光発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	蓄電池	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	自動表示されます。	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
工事費	太陽光発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	〇〇発電	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	蓄電池	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
合計	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
消費税(8%)	〇,〇〇〇,〇〇〇							
総計	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

(単位:円)

補助事業に要する経費 (G)	補助対象経費 (H)	都補助 仮算定補助額 (I)	都補助の対象と なる国交付決定 (予定)額 (J)	仮合算補助額 (K)	合算上限額 (L)	(L)と(K)を比較 して少ない額 (M)	都補助 算定補助額 (N) = (M) - (J)	補助上限額 (F)	(O)
〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

費目	発電種別	補助事業に 要する経費 (G)	都補助対象 経費 (H)	都補助 交付申請額 (O)	都補助 交付予定額
設計費	太陽光発電	0,000,000	000,000	000,000	
	〇〇発電	0,000,000	000,000	000,000	
	〇〇発電	0,000,000	000,000	000,000	
	蓄電池	0,000,000	000,000	000,000	
	小計	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000
設備費	太陽光発電	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇発電	0,000,000	自動表示されます。	000,000	
	〇〇発電	0,000,000		000,000	
	蓄電池	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	小計	0,000,000	0,000,000	00,000,000	00,000,000
工事費	太陽光発電	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇発電	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	〇〇発電	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	蓄電池	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
	小計	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000
	合計	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000
	消費税(8%)				
	総計	000,000,000	000,000,000	00,000,000	00,000,000

補助対象設備の機器リスト

- ・機器が、「システム系統図」及び「機器配置図」と照合できるように記載して
- ・一つの設備種別に複数の型式がある場合は、設備名称欄に各々記入して
- ・配管は、設備種別を「その他」として、設備名称に記入してください。
- ・設備名称の項目を増やす場合は、適宜、エクセルの行を増やしてください。

プルダウンリストから選択してください。

プルダウンリストから選択してください。

(再生可能エネルギー利用設備の種別 :)

No.	設備内訳		製造者名 (メーカー名)	型式名	購入 年度 (年)	数量	システム 系統図・ 機器配 置図番 号	見積書 番号	備考
	設備種別	設備名称							
1	太陽電池モジュール	太陽電池モジュール	○×株式会社	△-○×○	○○	○○	1	A-1	
2	太陽電池モジュール	太陽電池モジュール	○×株式会社	△-○××	○○	○○	2	A-2	
3	太陽電池モジュール	太陽電池モジュール	○×株式会社	△-○△○					
4	パワコン付帯設備	パワーコンディショナ	○×株式会社	△×-○○□	○○	○○	4	B-1	
5	パワコン付帯設備	接続箱	○×株式会社	○○-△△	○○	○	5	B-2	
6	架台	架台	○×株式会社	△△-○○	○○	○○	6	C	
7	計測機器	データ計測装置	○×株式会社	○○-△△	○○	○	7	D	
8	システム保護装置	システム保護装置	○×株式会社	○○-△△	○○	○	8	E	
9	制御装置	制御装置	○×株式会社	○○-△△	○○	○	9	F	
10	蓄電池	蓄電池	○×株式会社	△△-○△○	○○	○	10	G	
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

下記の書類と突合できるように、番号等を付け、その番号等を機器リストに記入してください。

- ・見積書
- ・システム系統図
- ・機器配線図
- ・単線結線図

共通様式3

工事に係る工程表

補助対象事業の名称()

提出時期をプルダウンの中から選択してください

補助事業名称を入力してください

項目		平成〇〇年度											
		〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
交付決定通知※				◇									
設 計	見積				→								
	契約				◆								
	設計					→							
	支払い						◆						
設備購入	見積						→						
	契約							◆					
	検収								◆				
	支払い									◆			
工 事	見積						→						
	契約							◆					
	設置工事									→			
	試運転										→		
	検収											◆	
支払い												◆	
実績報告書提出													●
補助対象外	事前協議	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	建物本体建設工事	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

第4号様式 7. (1)の「許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び問題となる事項」の該当が「有」の項目がある場合は、そのスケジュールを記入してください。

事業に関する補助対象外の工事(建屋工事等)がある場合は、そのスケジュールを記入してください。

※申請時は交付決定通知欄を空欄とする。

注) 工程の内容は、適宜追加すること。

第1号様式(第8条関係)

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

〇〇 年 〇 月 〇 日

申請日を記入してください。

印鑑証明書と同じ印を押印してください。

住所と名称は、登記簿謄本
又は青色申告書等に記載
どおりに記入してください。

(補助対象事業者)
住 所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名 称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎 代表者印

リース契約又は第三者所有モデル契約を行う場合、リース事業者又は第三者所有モデル事業者は、補助事業者欄に記入してください。

(共同申請の場合は併記)
住 所 東京都墨田区△△2-2-2
名 称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎 代表者印

リース契約又は第三者所有モデル契約を行う場合、リース使用者又は第三者所有モデル使用者は、共同申請者欄に記入してください。

印鑑証明書と同じ印を押印してください。

補助金交付申請書

地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

「申請者名」「設置場所」「エネ種」等を含んだものにしてください。

補助対象事業の名称	〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業		
開始日: 契約書を締結する予定日 完了予定日: 工事・支払い等すべてが完了する予定日 を入力してください。	(例) 〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業 〇〇〇〇〇〇太陽光発電システムを設置し、発電した電気を空調や照明等電力の一部として使用する。		
補助対象事業の開始及び完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	~	〇〇年〇〇月〇〇日
補助金交付申請額	(1) 補助事業に要する経費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜)	
	(2) 補助対象経費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜)	
	(3) 補助金交付申請額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円	
連絡先*	会社名 〇〇〇株式会社 部課名 営業開発部 担当者氏名 発電 三郎 (電話番号) 03-0000-0000 (携帯電話) 090-0000-0000 (E-mail) hatsuden-s@YYYY	公社から照会や指示等の連絡をする際に、窓口となる担当者を記入してください。	必ず承諾し、チェックを入れてください。 (チェックが入っていない申請書は、受け付けられません。)
承諾事項	<p>1. 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱の規程を遵守すること。</p> <p>2. 当該申請した事業は、取得財産等の処分制限がかかる期間において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)第9条第3項の認定を受けないこと。</p>		
			<input type="checkbox"/> 承諾します

* 連絡先は、事業全般の内容について総合的な対応が可能であるとともに、申請者に係る公社からの指示に対し、一元的な窓口となる担当者を記載すること。

(日本工業規格A列4番)

誓 約 書

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

共同申請の場合は、共同申請者分の誓約書も提出してください。

地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第4条に規定する補助対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により補助金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する補助金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

〇〇年 〇月 〇日

住所

東京都新宿区〇〇1-1-1

名称

〇〇〇株式会社

代表者の職・氏名

代表取締役社長

東京 太郎

代表者印

印鑑証明書と同じ印を押印してください。

※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団又員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(日本工業規格A列4番)

〇〇 年 〇 月 〇 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

(補助対象事業者)

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 東京 太郎 殿

(共同申請の場合は併記)

一般財団法人 △△△
理事長 公社 次郎 殿

補助対象事業者と導入施設の所有者が異なる場合に提出してください。なお、同意書は、所有者全員分のものが必要です。

補助対象事業の実施に係る同意書

地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第3条、第5条、第11条、第29条、第32条及び第33条の規定を確認の上、上記の事業者の補助金交付申請に同意します。

1. 補助対象設備の導入施設

(郵便番号)

〒 160-0000

(住所)

東京都新宿区〇〇2-2-2

施設名 株式会社〇〇〇 ○△□センター

2. 補助対象設備の導入施設の所有代表者

会社名 〇〇〇〇株式会社

(役職) 代表取締役

(氏名) 熱 四朗

代表印
者印

印鑑証明書と同じ印を押印してください。

(日本工業規格A列4番)

事業実施計画書

1. 事業の概要

(1) 事業の名称・設備の種別

再生可能エネルギー 利用設備の種別	太陽光発電		
補助対象事業の名称	〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業		
補助対象事業の目的	(例) 〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業 屋上に太陽光発電システムを設置し、発電した電気を空調や照明 等の消費電力の一部として使用する。		
補助対象事業の開始及び 完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	～	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 設備の導入場所

施設の名称	株式会社〇〇〇 〇△□センター		
施設の住所	160-0000 東京都新宿区〇〇2-2-2		
所有代表者	代表取締役	熱 四朗	

(3) 補助対象事業者に関する情報

フリガナ 名称	マルマルマル カブシキガイシャ 〇〇〇株式会社		
フリガナ 代表者名	トウキョウ タロウ 代表取締役社長 東京 太郎		
住所	東京都新宿区〇〇1-1-1		
開業・設立日	昭和〇〇年〇月〇日		
日本標準産業分 類 ^{※1} による業種 ^{※2}	大分類	D 建設業	
	中分類	D 建設業	
資本金(出資金)	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円		
従業員数	〇〇〇 人		

※1 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

2. 設備の概要

※複数の型式を導入する場合は、それぞれ

**【設備要件】
太陽電池総出力5kW以上**

(1) 太陽電池出力

太陽電池総出力 ○○ kW

※太陽電池モジュールとパワーコンディショナのいずれか低い方の出力。(小数点以下切り捨て)

(2) 太陽電池モジュール

①	製造者名(メーカー名)	○×株式会社
	型式名	△○-○×○
	1枚あたりの公称最大出力	○○○○ W
	使用枚数	○○ 枚
	公称最大出力合計	○○.○ kW

②	製造者名(メーカー名)	○×株式会社
	型式名	△○-○××
	1枚あたりの公称最大出力	○○○○ W
	使用枚数	○○ 枚
	公称最大出力合計	○○.○ kW

③	製造者名(メーカー名)	○×株式会社
	型式名	△-○△○
	1枚あたりの公称最大出力	○○○○ W
	使用枚数	○○ 枚
	公称最大出力合計	○○.○ kW

(3) パワーコンディショナ(※蓄電池一体型の場合は、(5)に記載すること。)

①	製造者名(メーカー名)	○×株式会社
	型式名	△×-○○□
	1台あたりの定格出力	○.○ kW
	台数	○ 台
	定格出力合計	○.○ kW

②	製造者名(メーカー名)	
	型式名	
	1台あたりの定格出力	kW
	台数	台
	定格出力合計	kW

③	製造者名(メーカー名)	
	型式名	
	1台あたりの定格出力	kW
	台数	台
	定格出力合計	kW

(4) 蓄電池

①	製造者名(メーカー名)	○×株式会社	
	型式名	△△-○△○	
	1台あたりの定格入出力		○.○ kW
	1台あたりの定格容量		○.○ kWh
	台数		○ 台
	定格入出力合計		○.○ kW
	定格容量合計		○.○ kWh

②	製造者名(メーカー名)		
	型式名		
	1台あたりの定格入出力		kW
	1台あたりの定格容量		kWh
	台数		台
	定格入出力合計		kW
	定格容量合計		kWh

③	製造者名(メーカー名)		
	型式名		
	1台あたりの定格入出力		kW
	1台あたりの定格容量		kWh
	台数		台
	定格入出力合計		kW
	定格容量合計		kWh

(5) 蓄電池(パワコン一体型タイプ)※系統からの給電不可

①	製造者名(メーカー名)	○×株式会社	
	型式名	△△-○○□	
	1台あたりの定格出力(連系)		○.○ kW
	1台あたりの定格入出力		○.○ kWh
	1台あたりの定格容量		○.○ kWh
	台数		○ 台
	定格出力合計(連系)		○.○ kW
	定格入出力合計		○.○ kW
	定格容量合計		○.○ kWh

②	製造者名(メーカー名)		
	型式名		
	1台あたりの定格出力(連系)		kW
	1台あたりの定格入出力		kWh
	1台あたりの定格容量		kWh
	台数		台
	定格出力合計(連系)		kW
	定格入出力合計		kW
	定格容量合計		kWh

③ 製造者名(メーカー名)		
型式名		
1台あたりの定格出力(連系)		kW
1台あたりの定格入出力		kWh
1台あたりの定格容量		kWh
台数		台
定格出力合計(連系)		kW
定格入出力合計		kW
定格容量合計		kWh

[添付資料]

- ・ 主要設備のカタログ、パンフレット等 (添付資料11)
- ・ システム系統図 (添付資料12)
- ・ 機器配置図 (添付資料13)
- ・ 単線結線図 (添付資料14)

3. 導入効果

(1) 需要先の想定電力消費量と想定発電電力量(月別、年間の消費量、発電量) (kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
電力消費量 (A)	○○○			○○○	○○○	○○○
発電電力量 (B)	○○○					
差(A-B)	○○○			○○○	○○○	○○○
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電力消費量 (A)	○○○			○○○	○○○	○○○
発電電力量 (B)	○○○			○○○	○○○	○○○
差(A-B)	○○○			○○○	○○○	○○○

- ・ 需要先の年間想定電力消費量(A) ○○○○ kWh/年
- ・ 年間想定発電電力量(B) ○○○○ kWh/年
- ・ 差 (A-B) ○○○○ kWh/年

① 「需要先の年間想定電力消費量」に対する「年間想定発電電力量」の比率

$$\frac{\text{年間想定発電電力量}}{\text{需要先の年間想定電力消費量}} = \frac{\text{○○○}}{\text{○○○}} \%$$

② 設備利用率 : ○○○ %

$$\text{※設備利用率} = \left\{ \frac{\text{年間想定発電電力量}}{(\text{太陽電池出力}) \times (24\text{時間}) \times (365\text{日})} \right\} \times 100$$

③ 建設単価 : ○○○,○○○ 円/kW

$$\text{※建設単価} = \frac{\text{発電設備の補助対象経費}}{\text{太陽電池出力}} \text{ 円}$$

④ 発電単価 : ○○ 円/kWh

※算定方法は、別紙1のとおり。

[添付資料]

- ・対象施設等で必要とされる電力の計算根拠 (添付資料15)
- ・再エネ設備から供給される発電量の計算根拠 (添付資料16)

(2) 蓄電池の導入計画(導入する場合のみ)

①目的

[添付資料]

- ・蓄電池の容量規模の根拠資料 (添付資料17)
- ・発災時の蓄電池活用計画 (添付資料18)

4. 事業実施予定スケジュール

共通様式3のとおり

5. 事業費

(1) 事業経費配分

共通様式1のとおり

(2) 補助対象事業に要する経費及び調達情報(事業全体に要する経費)

別紙1のとおり

(3) 補助金申請額

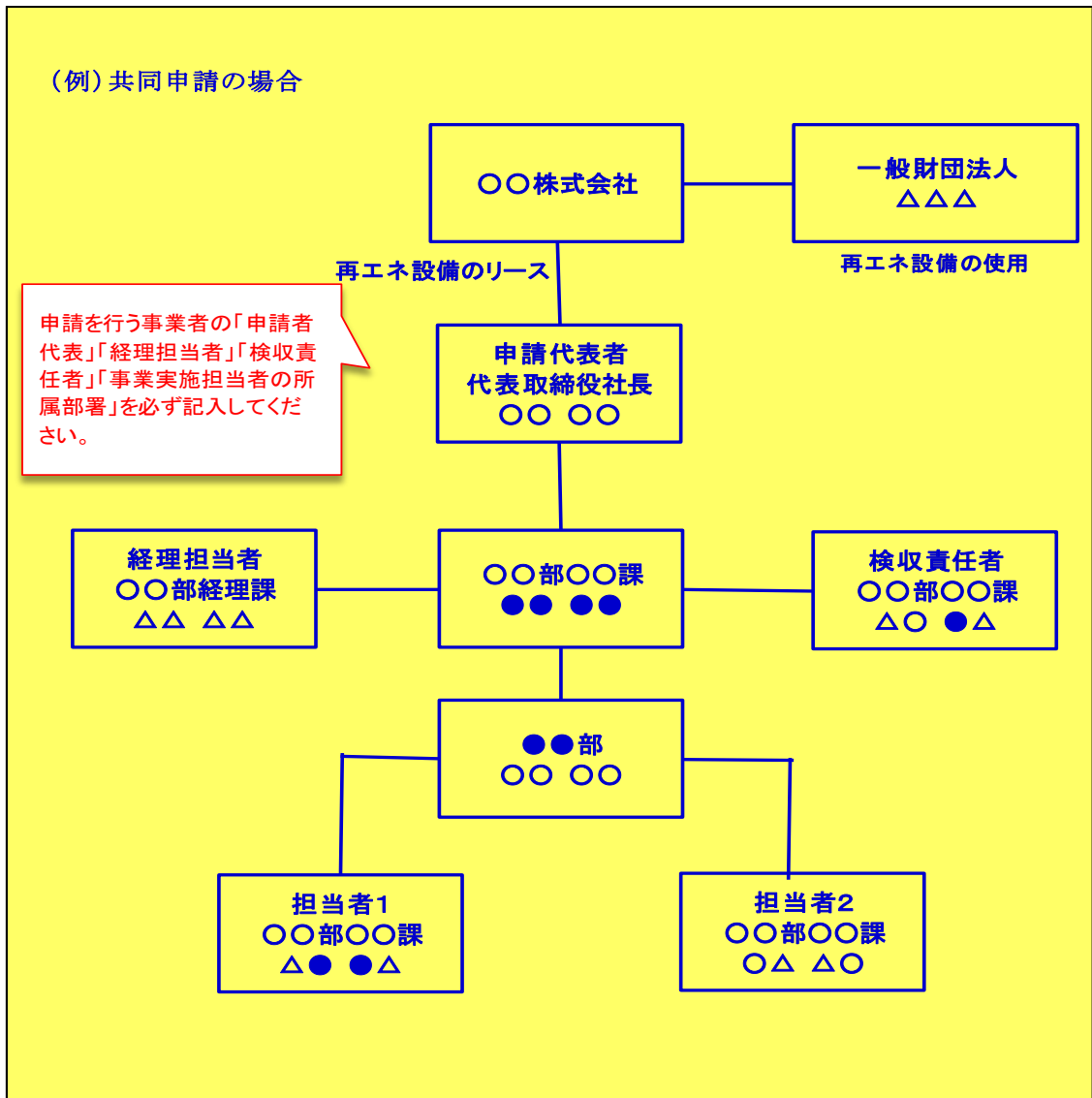
共通様式1のとおり

6. 事業の実施体制

(1) 事業実施体制図

※申請者の組織図を基に、申請代表者、経理担当者、検収責任者、事業実施担当者の所属部署が記載された、申請事業の実施体制を簡潔に記載、あるいは添付すること。

※共同申請の場合は、リース使用者も記入すること。



(2) 請負会社の選定方法

(例)

3社以上の見積もり合わせを実施し、最も価格が低い会社を選定する。
 なお、設計と工事は分けて実施し、設計請負会社を先に選定した後、工事請負会社を選定する。

選定方法を確認するため、競争見積もりの場合は、積算会社以外の見積書等を添付してください。

※選定に当たっては、見積書等による競争に付してください。

7. 実施事業に関する事項

(1) 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

※ 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得)の必要なものについて、その取得状況等を記載すること。

※ 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載すること。

※ 該当事項がある場合は、その内容がわかる資料(添付資料31)を提出すること。

事項	事項の有無	詳細
環境に関する調査等	有	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地元調整	有	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
用地確保	有	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
法規制に係る許認可	有	平成〇〇年〇月〇日から、〇〇電力〇〇支社と〇〇kWの太陽光発電設備を系統連系するための協議をする。
その他	有	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

プルダウンリストにより「有」「無」を選択してください。

関係する法令等を遵守し、適切に対応してください。

設備を導入する事業者(所有者)と施設の保有者が異なる場合は、提出資料「利用許可書、賃貸借契約書等」(添付資料30)を提出してください。

電力会社と系統連系契約を行う必要がある場合は、法規制に係る許認可を「有」とした上で、系統協議状況を具体的に記入してください。

(2) 設備の保守計画

(例)

日常点検: 当社社員による日常点検を毎日実施する。

定期点検: 設備メーカー(株式会社〇〇サービス)と保守契約を締結し、電気主任技術者が年2回(〇月、〇〇月)定期点検を実施する。

関係する法令等を遵守し、適切に対応してください。

(3) 再生可能エネルギー設備の導入に関する計画

① 将来の導入計画について(導入予定がある場合のみ記入)

再生可能エネルギー利用設備の種別	(例) 地中熱利用設備
導入年度	平成〇〇年度
設備容量	〇〇kW

今後予定している導入計画があれば、記入してください。無い場合は、「なし」と記入してください。

② 過去の導入実績について(導入済みの設備がある場合のみ記入)

再生可能エネルギー利用設備の種別	(例) 太陽熱利用設備
導入年度	平成〇〇年度
設備容量	〇〇㎡

過去に導入実績があれば記入してください。無い場合は、「なし」と記入してください。

補助対象事業に要する経費及びその調達方法

(単位:円)

総事業費	補助対象 経費	補助金			自己資金 (b)	金融機関 借入金 (c)	その他 (d)	合計 (a+b+c+d)
		都補助金	都以外の 補助金	小計 (a)				
0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	0,000,000	

① 金融機関借入金内訳

金融機関名	借入金額
〇〇銀行	0,000,000
計	0,000,000

金融機関から借入をする場合は、金融機関名と借入金を記入してください。

※金融機関から確実に融資されることがわかる書類(添付資料10)を添付すること。

②担保権の設定

※補助金により取得する予定の設備に担保権を設定する場合は、以下にその旨を記載すること。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

その他の補助金・助成金を申請している、又は申請する予定のある場合は、必ず記載してください。(無い場合は、「なし」と記入してください。)
※東京都出資の他の補助金・助成金を併給することはできません。

③他の補助金等との関係(本補

※ 現在、補助金又は助成金を受け手が決まっている場合は、申請中及び申請予定のものについても必ず記入すること。

補助金等の名称	〇〇年度〇〇〇設備導入支援事業補助金			
補助金等の実施機関名称	〇〇〇機構改善公社			
補助金等の目的	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
実施期間	開始	〇〇年〇月	終了	〇〇年〇〇月
交付決定時期	〇〇年〇月			
交付申請額	0,000,000 円			

発電単価又は熱利用単価の算定

この様式は、数字の0(ゼロ)が表示されない設定となっています。

- ・設置コスト : 補助対象経費。
(蓄電池の対象経費は含まない)
- ・年経費率 : 次式により算定すること

$$\text{年経費率} = r / (1 - (1+r)^{-n})$$
 r: 利率 n: 運転年数
- ・年間運転経費 : 補助燃料費(燃料費)、補機電力費(商用電力費)、原料費、水道費、薬剤費等、税・保険(固定資産税、保険料等)、定期点検費、運転員人件費、委託費、その他

再生可能エネルギー利用設備の種別		太陽光発電	共通様式1の都補助対象経費を入力してください。
設置コスト(消費税抜き)	①	0,000,000	円
年経費率	②	0.0	
利率		0.0	%
運転年数		17	年
年間運転経費	③	0,000,000	円
年間発電電力量/年間熱利用量		0000	kWh
発電単価/熱利用単価		= 000,000 円/	

(①×②+③)÷④

運転年数は、財産処分制限期間が表示されます。

・金融機関から借入をする場合、その利率を記入してください。
 また、複数の金融機関から借り入れている場合は、借入金額の大きい方の利率を記入してください。
 ・金融機関から借入しない場合は、利率を0%としてください。

年間運転経費③の内訳

年間運転経費	金額(円)
補助燃料費(燃料費)	0,000,000
補機電力費(商用電力費)	0,000,000
原料費	0,000,000
水道費	0,000,000
薬剤費	0,000,000
固定資産税	0,000,000
保険	0,000,000
定期点検費	0,000,000
運転員人件費	0,000,000
委託費	0,000,000
その他	0,000,000
合計	0,000,000

※年間運転経費の根拠資料(添付資料20)を作成し、添付すること。

バイオマス依存率計算書(バイオマス発電及びバイオマス熱利用)

	種類		構成比	A. バイオマス (燃料)利用量	B. バイオマス (燃料)低位発熱量	バイオマス (燃料)発熱量
			%	kg/h	MJ/kg	MJ/h
バイオマス燃料	紙くず	紙類				
		新聞紙				
		紙管				
	木くず	草・木				
		おがくず				
		木片	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		ベニア・合板・化粧版				
		集成材・ボード				
	く織 ず維	木綿				
		羊毛				
その他	一般雑芥					
	廃油(動植物系)					
	その他					
						① 〇〇

単位をプルダウンリストから選択してください。

青枠内の該当する種類の欄を記入してください。

提出書類
 ・再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠(添付資料16)
 ・低位発熱量を証明する書類(添付資料24)
 の内容と整合性を取ったうえで、記入してください。

	種類		構成比	C. 非バイオマス (燃料)利用量	D. 非バイオマス (燃料)低位発熱量	非バイオマス (燃料)発熱量
			%	kg/h	MJ/kg	MJ/h
非バイオマス燃料	廃プラスチック類	ポリエチレン(PE)				
		ポリプロピレン(PP)				
		ポリスチレン(PS)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		発泡スチロール				
		FRP樹脂				
		フェノール樹脂				
		熱可塑性樹脂				
		混合樹脂製品				
		PETボトル				
		皮製品				
	くゴ ずム	タイヤ				
		合成ゴム				
	織 維 く ず	ナイロン布				
アクリル布						
ビニロン布						
	ポリエステル布					
その他	廃油(石油系)					
	その他					
構成比の合計			100			② 〇〇

青枠内の該当する種類の欄を記入してください。

バイオマス燃料の構成比の計と非バイオマス燃料の構成比の計を合算すると100になります。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100 = \frac{\text{①}}{(\text{①} + \text{②})} \times 100$$

= 〇〇 %

バイオマス依存率60%以上

・バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

バイオマス依存率計算書(バイオマス燃料製造)

	種類	構成比	A. バイオマス (原料)利用量	B. バイオマス (原料)低位発熱量	バイオマス (原料)発熱量	
		%	kg/h	MJ/kg	MJ/h	
バイオマス燃料	紙くず	紙類				
		新聞紙				
		紙管				
	木くず	草・木				
		おがくず				
		木片	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		ベニア・合板・化粧版				
		集成材・ボード				
	く織 ず維	木綿				
		羊毛				
その他	一般雑芥					
	廃油(動植物系)					
	その他					
					① 〇〇	

単位をプルダウンリストから選択してください。

青枠内の該当する種類の欄を記入してください。

提出書類
 ・低位発熱量を証明する書類(添付資料24)
 ・バイオマス燃料製造計画書(添付資料26)
 の内容と整合性を取ったうえで、記入してください。

	種類	構成比	C. 非バイオマス (原料)利用量	D. 非バイオマス (原料)低位発熱量	非バイオマス (原料)発熱量	
		%	kg/h	MJ/kg	MJ/h	
非バイオマス燃料	廃プラスチック類	ポリエチレン(PE)				
		ポリプロピレン(PP)				
		ポリスチレン(PS)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		発泡スチロール				
		FRP樹脂				
		フェノール樹脂				
		熱可塑性樹脂				
		混合樹脂製品				
		PETボトル				
		皮製品				
	くゴ ずム	タイヤ				
		合成ゴム				
	織 く ず	ナイロン布				
アクリル布						
ビニロン布						
ポリエステル布						
その他	廃油(石油系)					
	その他					
構成比の合計		100			② 〇〇	

青枠内の該当する種類の欄を記入してください。

バイオマス燃料の構成比の計と非バイオマス燃料の構成比の計を合算すると100になります。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100 = \frac{\text{①}}{(\text{①} + \text{②})} \times 100 = \text{〇〇} \%$$

バイオマス依存率60%以上

- ・バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料とする場合は、バイオマス依存率を100%とする。
- ・メタン発酵方式の場合は、発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

【提出期限】

補助事業に着手した日から
30日以内
(補助事業に着手した日は、補助事業に係る設計又は工事の契約を締結した日です。)

(補助事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名称 〇〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 一般財団法人 △△△

代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印

代表者印を押印してください。

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

補助事業開始届

〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業を開始したので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 ○△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
工事期間	着手年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定年月日： 〇〇年〇〇月〇日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る工程表 ・工事契約書(写し) ・〇〇〇〇〇〇〇〇書(写し) ・〇〇〇〇〇〇書 <p>その他追加書類がある場合は、記入してください。</p>

設計・工事契約書の締結日を記載してください。

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

【提出期限】
交付決定通知書
受領後
14日以内

代表者印を押印してください。

(補助事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名称 〇〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 一般財団法人 △△△

代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

補助金交付申請撤回届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、補助金の交付申請を下記のとおり撤回したいので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第13条の規定に基づき、届け出ます。

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 ○△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
交付申請年月日	〇〇 年 〇 月 〇 日
撤回の理由	銀行からの融資を受けられないことが判明したため。
連絡先	会社名 〇〇〇株式 部課名 営業開発部 担当者氏名 発電 三郎 (電話番号 03-0000-0000) (携帯電話 090-0000-0000) (E-mail kousya-j@YYYYY.jp)

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

理由が書ききれない場合は、「別紙のとおり」として、理由書を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

申請日を記入してください。

(継承者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 △△ □□ 代表者印

代表者印を押印してください。

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎 代表者印

代表者印を押印してください。

補助事業承継承認申請書

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、補助事業者の地位を継承し、当該補助事業を継続して実施したいので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
継承前の補助事業者	住所 東京都新宿区〇〇1-1-1 名称 〇〇〇株式会社 代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎
継承の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
継承後の総括的連絡先	会社名 〇〇〇株式会社 部課名 営業開発部 担当者氏名 発 (電話番号) 0 (携帯電話) (E-mail) k 継承の事実が確認できる公的な証明書等を添付してください。 ・商業(法人)登記簿謄本 ・役員の欠格事項非該当証明書、等

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

※補助事業の継承が確認できる書類を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

申請日を記入してください。

**【提出期限】
あらかじめ提出**

(補助事業者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印を押印してください。

代表者印

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印を押印してください。

代表者印

補助事業計画変更申請書

〇〇年〇月〇日付〇〇都環公地温第〇〇号で交付決定の通知を受けた事業について、事業計画を変更したいので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
変更の内容	〇〇〇〇〇を〇〇〇〇に変更
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
変更による影響	別紙のとおり
変更後の補助事業に要する経費等	共通様式1のとおり

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

変更理由が書ききれない場合は、「別紙のとおり」として、理由書を添付してください。

変更による影響が書ききれない場合は、「別紙のとおり」として、別紙を添付してください。

※ 変更の内容について、詳細を説明する資料を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

**【提出期限】
速やかに提出**

届出日を記入してください。

(補助事業者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎 代表者印

代表者印を押印してください。

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎 代表者印

代表者印を押印してください。

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

事業者情報の変更届出書

〇〇年〇月〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業者情報等に変更が生じたため、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第17条の規定

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 ○△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)	
変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1 法人登記住所の変更	東京都新宿区〇〇1-1-1	東京都新宿区〇〇2-2-2
2 組織変更(株式会社化など)	変更事項のみ記入してください。	
3 代表者変更		
4 その他	変更内容が確認できる書類(商業登記事項証明書、定款等)を必ず添付してください。	

(注) 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること。(登記簿謄本、定款等)

(日本工業規格A列4番)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

**【提出期限】
速やかに提出**

(補助事業者) **代表者印を押印してください。**
住所 **東京都新宿区〇〇1-1**
名称 **〇〇〇株式会社**
代表者の職・氏名 **代表取締役社長 東京 太郎** **代表者印**

(共同申請の場合は併記)
住所 **東京都墨田区△△2-2-2**
名称 **一般財団法人 △△△**
代表者の職・氏名 **理事長 公社 次郎** **代表者印**

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

工事遅延等報告書

〇〇年〇月〇日付〇〇都環公地温第〇〇号で交付決定の通知を受けた事業について、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり

記

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 ○△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
遅延等の内容及び原因	台風の影響により、材料の調達及び作業員の手配が遅れるため。
遅延等に対する対処	工事計画の見直し
遅延等が補助事業に及ぼす影響	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業開始時の 工事完了予定年月日	〇〇年〇月〇日
本報告時の 工事完了予定年月日	〇〇年〇〇月〇日

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

**【提出期限】
補助事業完了後
速やかに提出**

(補助事業者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印を押印してください。

代表者印

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印を押印してください。

代表者印

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

実績報告書

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業が完了したので、地産地消型再生可能エネルギー利用設備(平成 〇〇年 月 日付 都環公地温第 〇〇 号)第21条第1項の規定に基づき、

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 〇△〇センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
再生可能エネルギー利用設備の種別	太陽光発電
補助金交付決定額	(1) 補助事業に要する経費 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜) (2) 補助対象経費 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜) (3) 補助金実績報告額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜)
事業実施期間	着手年月日: 〇〇年 〇〇月 〇〇日 完了年月日: 〇〇年 〇〇月 〇日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業経費内訳 (共通様式1) 補助対象設備の機器リスト (共通様式2) 工事にかかる工程表 システム系統図 単線結線図 機器配置図 銘板写真 型式・製造番号一覧 工事写真 試運転結果報告書 補助対象経費の積算根拠資料 補助対象経費の積算のとおり事業が完了したことを示す書類 電力会社との協議内容がわかる資料(発電システムの場合) リース契約書及びリース計算書(写し)

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

ブルダウンリストから選択してください。

単線結線図が不要の場合(熱利用設備及びバイオマス熱利用設備でバイオマスコージェネレーションを導入しない場合は、この項目を削除してください。)

あらかじめ記載されている書類以外の添付資料がある場合は、追加記入してください。

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

【提出期限】
補助金額確定通知書
受領後

(補助事業者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印を押印してください。

代表者印

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印を押印してください。

代表者印

補助金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

補助金交付請求書

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇都環公地温第 〇〇号で交付額確定の通知を受けた事業について、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

補助金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称	〇〇〇株式会社 〇△〇センター太陽光発電設備導入事業
(交付決定番号)	(〇〇〇〇〇〇)

補助金額確定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

交付請求額	金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
-------	------------------

補助金額確定通知書に記載されている確定額を記入してください。

(補助金振込先)

金融機関名	カタカナ	マルマルマルマルマルマルマルギンコウ		
	漢字	〇〇〇〇〇〇〇銀行		
支店名	カタカナ	サンカクサンカクサンカクシテン		
	漢字	△△△支店		
金融機関コード	〇 〇 〇 〇	支店コード	〇 〇 〇	預金種類 (該当項目に✓) <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 マルマルマル カブシキガイシャ			
口座番号 (右詰)	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を必ず添付してください。		

該当する預金の種類に✓を入れてください。

(注) 振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

〇〇年 〇月 〇日

提出日を記入してください。

(補助事業者)

代表者印を押印してください

住所 東京都新宿区〇〇1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎

代表者印

補助金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください

補助金返還報告書

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇都環公地温第 〇〇号で交付額確定の通知を受けた事業について、補助金を返還しましたので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第25条第3項の規定に基づき報告します。

記

補助金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 〇△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇)
既に交付を受けている補助金額	金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還を請求された年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇日 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還した年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇日 (1) 返還金 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (2) 加算金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 (3) 延滞金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円
添付資料	・加算金及び延滞金の算出根拠資料
未納返還金額	(1) 返還金 金 〇 円 (2) 加算金 金 〇 円 (3) 延滞金 金 〇 円

補助金額確定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。


〇〇年〇月〇日


公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

【提出期限】
事前申請

(補助事業者)
住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎 

(共同申請の場合は併記)
住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 一般財団法人 △△△
代表者の職・氏名 理事長 公社 次郎 

補助金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

取得財産等処分承認申請書

〇〇年〇月〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇 号で交付額確定の通知を受

けた事業について、下記のとおり取得財産を処分したいので、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第

補助金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

記

補助事業の名称 (交付決定番号)	〇〇〇株式会社 ○△□センター太陽光発電設備導入事業 (〇〇〇〇〇〇〇)	
処分しようとする取得財産等	〇〇〇〇〇〇〇	
処分の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
処分の方法	〇〇	
処分の相手方※	名称	株式会社△△△
	住所	△△□△△△□△△ ○-○-○
	使用場所	△△□△△△□△△ ○-○-○
処分の条件※	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
処分予定日	〇〇 年 〇〇 月 〇 日	

補助金額確定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

※ 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方、条件及び金額について記載すること。

5. 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱

(制定) 平成28年9月6日付28都環公総地第919号理事長決定
(改正) 平成29年5月8日付29都環公総地第195号理事長決定
(改正) 平成30年4月19日付29都環公総地第2189号理事長決定
(改正) 平成31年3月20日付30都環公地温第1886号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業実施要綱（平成28年8月10日付28環地次第108号。以下「実施要綱」という。）第4条第2号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、都内に自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する者に対して、当該設置に要する経費の一部を補助することにより、都内における再生可能エネルギーの自立的な普及を促し、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る発電に用いるものを除く。）及びその附属設備並びにこれらの設備に付帯する蓄電池
- 二 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、温度差熱、地中熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備
- 三 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 四 温度差熱利用 海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの
- 五 地中熱利用 昼夜間又は季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの
- 六 リース契約 本補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のアからウまでに掲げる要件に該当するものを

いう。

ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。

イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

ウ 借主が本補助金の利益を受けられるよう、リース料金から補助金相当分が減額されていること。

七 リース事業者 リース契約に基づき、補助対象設備のリースを行う者

八 リース使用者 リース契約に基づき、補助対象設備を使用する者

九 中小企業者 第4条第1項第1号ア及びイに規定する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都内に第5条に規定する補助対象設備の要件を満たす自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備（住居の用に供する部分で使用するものを除く。）を設置する事業とする。ただし、本事業以外で都の資金を原資とする補助金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業を除く。

（補助対象事業者）

第4条 本補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、補助対象事業を実施する者とする。

一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 民間企業

イ 青色申告を行っている個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ 上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

- 二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
- 2 リース契約を行う場合においては、リース事業者及びリース使用者について、前項の規定を適用するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者としない。
 - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（補助対象設備）

第5条 補助対象設備は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費としない。
 - 一 第9条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費
 - 二 補助対象事業に係る消費税及び地方消費税
 - 三 金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、補助対象経費として計上することができる。）
 - 四 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 3 蓄電池を導入する場合は、本事業で設置した自家消費型再生可能エネルギー発電設備の発電容量以下の蓄電池の定格容量に係る経費を補助対象経費とする。

ただし、発災に伴う停電時の利用を目的に、常時定量の蓄電を保持する機能を持たせ、コンセント等の停電時専用の電源を設置する場合には、上記補助対象経費に加え、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の発電容量を上限とした当該停電時利用のために常時保持する蓄電容量及び当該コンセント等の停電時専用の電源の設置に係る経費を補助対象経費とすることができる。
- 4 補助対象経費の中に本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、本補助金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行っ

た経費を補助対象経費とする。

(本補助金の額)

第7条 本補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて当該各号に掲げる金額とする。

- 一 中小企業者及び第4条第1項第1号ウからコまでに規定する者 補助対象経費の3分の2以内の額
- 二 前号に規定する者以外の補助対象事業者 補助対象経費の2分の1以内の額
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に他団体（国若しくは他の地方公共団体又は国若しくは他の地方公共団体から交付された資金を原資として補助事業を実施する団体をいう。）からの補助金を充当する場合において、同項に規定する金額及び当該補助金の額の合計が、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて当該各号に掲げる額を超える場合にあっては、当該額から当該補助金の額を控除した額を補助金額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる者 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
 - 二 前項第2号に掲げる者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助対象事業において太陽光発電設備を設置する場合にあっては、第1項若しくは前項の規定により算定して得た額又は太陽電池出力に1kW当たり20万円（第1項第2号に掲げる者のうち前項に規定する場合に該当する者にあっては15万円）を乗じて得た額のいずれか少ない額を補助金額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、補助金額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて、一の補助事業につき当該各号に掲げる金額を上限とする。
 - 一 第1項第1号に掲げる者 100,000,000円
 - 二 第1項第2号に掲げる者 75,000,000円
- 5 リース契約を行う場合にあっては、リース使用者について前4項の規定を適用するものとする。
- 6 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本補助金の交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、公社が別に定める期間中に補助金交付申請書（第1号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請において、リース契約を行う場合にあっては、リース事業者及びリース使用者が共同で申請を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、第12条第2項、第13条、第14条第1項、第15条第1項、第17条、第19条第2項、第20条第1項、第21条第1項、第23条第1項、第25条第3項、

第 29 条第 1 項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(本補助金の交付決定)

第 9 条 公社は、前条の規定により本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容について審査の上、公社の基金の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前条の申請をした補助対象者に対し、前項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 公社は、前条第 1 項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 補助事業者は、本要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業（補助対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた当該補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 補助事業者は、公社が第 24 条第 1 項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 補助事業者は、公社が第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 26 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四 補助事業者は、公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

五 補助事業者は、補助対象経費について、本補助金以外に都又は公社、若しくは都の補助資金の交付を受け補助事業を行う者から交付される補助金等を受給しないこと。

六 補助事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力すること。

七 補助事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、

補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。

八 補助事業者は、公社が都から委託を受けて実施する省エネルギー診断を 2019 年度中に受診すること。ただし当該省エネルギー診断の対象でない事業者又はその他の理由により当該省エネルギー診断を受診することができない事業者にあつては、この限りでない。

九 補助事業者は、インターネットの利用その他適切な方法により、設置した自家消費型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の再生可能エネルギー導入の参考となる情報及び補助事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表すること。

十 補助事業者が複数の事業所等を有する場合にあつては、補助事業を実施しなかった他の事業所等においても補助事業と同様に再生可能エネルギー導入が可能かを検討すること。

十一 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

(契約等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならぬ。ただし、当該補助金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

(事業開始に伴う届出)

第 12 条 補助事業者は、第 9 条第 2 項の交付決定通知書を受領した日から速やかに、補助事業に着手しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、補助事業に着手した日から 30 日以内に、補助事業開始届（第 7 号様式）及び別表 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

(申請の撤回)

第 13 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項による本補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 2 項の本補助金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、補助金交付申請撤回届出書（第 8 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の承継)

- 第 14 条 補助事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、補助事業者の地位を継承した者（以下「承継者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、補助事業承継承認申請書（第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、補助事業承継（承認・不承認）通知書（第 10 号様式）により、承継者へ通知する。

(補助事業の計画変更の承認)

- 第 15 条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業計画変更申請書（第 11 号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
 - 二 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、補助対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 4 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第 16 条 公社は、本補助金の交付決定後、天災地変その他本補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(事業者情報の変更に伴う届出)

- 第 17 条 補助事業者は、個人事業主にあつては、氏名、住所等を、法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第 12 号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第 18 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(工事遅延等の報告)

第 19 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定により提出した事業実施計画書又は第 15 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた補助事業計画変更申請書の内容に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 補助事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 13 号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該補助事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

4 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 15 号様式）及び別表第 5 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、公社が指定する期限までに行わなければならない。

3 第 1 項の規定による提出について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 22 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の内容が第 9 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に対し、補助金額確定通知書（第 16 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本補助金の額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに第 9 条第 2 項の交付決定通

知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（本補助金の交付）

第 23 条 補助事業者は、前条の規定により本補助金の額の確定の通知を受け、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 17 号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の補助金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本補助金を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払いにおいて、リース契約を行う場合にあっては、リース事業者に対し、本補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 24 条 公社は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項に規定する本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本交付要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、第 1 項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（本補助金の返還）

第 25 条 公社は、補助事業者に対し、第 16 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本補助金を公社に返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書（第 18 号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による加算金及び第 27 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 26 条 公社は、第 24 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、補助事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 27 条 公社は、補助事業者に対し、第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により本補助金の返還を請求した場合であって、補助事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 28 条 公社は、補助事業者に対し、本補助金の返還を請求し、補助事業者が当該本補助金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 29 条 補助事業者は、補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。

二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第 19 号様式）により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、補助事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は前項の規定により、補助事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第 20 号様式）により、通知するものとする。

（補助事業の経理）

- 第 30 条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の書類について、第 21 条第 1 項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 6 年間保存しておかなければならない。

（調査等）

- 第 31 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

- 第 32 条 公社は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（個人情報取扱い）

- 第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。
- 2 公社は、補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、補助事業者等が都及び国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都及び国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集することができる。
 - 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た

補助事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成 28 年 9 月 6 日付 28 都環公総地第 919 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 9 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 8 日付 29 都環公総地第 195 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 19 日付 29 都環公総地第 2189 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日付 30 都環公地温第 1886 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象設備（第5条関係）

（1）自家消費型再生可能エネルギー発電等設備

種類	要件
共通要件	次のすべての要件を満たすものとする。 ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る発電に用いるものでないこと。 ② 年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内であること。
太陽光発電	太陽電池出力が5kW以上であること。
風力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
水力発電	発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。
地熱発電	特になし
バイオマス発電	次のすべての要件を満たすものとする。 ただし、離島及びへき地については、①の要件を満たすものとする。 ① バイオマス依存率が60%以上であること。 ② 発電出力が10kW以上であること。
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の出力合計が10kW以上であること。
蓄電池	① 自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて導入すること。 ② 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電すること。

（2）再生可能エネルギー熱利用設備

種類	要件
太陽熱利用	集熱器総面積が10㎡以上であること。
温度差熱利用	熱供給能力が10kW以上若しくは36MJ/h以上であること。

地中熱利用	<p>次のすべての要件を満たすものであること。 ただし、オープンループ型の場合は補助対象としない。</p> <p>① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ② ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が 10kW 以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする）であること。</p>
バイオマス熱利用	<p>次のすべての要件を満たすものとする。 ただし、離島及びへき地については、①の要件を満たすものとする。</p> <p>① バイオマス依存率が 60%以上であること。 ② バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発電出力が 10kW 以上であること。</p>
バイオマス燃料製造	<p>次のすべての要件を満たすものとする。 ただし、離島及びへき地については、①及び②の要件を満たすものとする。</p> <p>① バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて導入すること。 ② バイオマス依存率が 60%以上であること。 ③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。 ・ガス製造量：100 N m³/日以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上 ④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。 ・製造量：固形化 150kg/日以上 液 化 100kg/日以上 ガス化 450N m³/日以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液 化 16.75MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 ガス化 4.19MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上</p>

別表第2 補助対象経費（第6条関係）

費目	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費